別記様式その１（第７条関係）

令和５年１０月３１日

いなべ市議会議長　小川幹則　様

会　派　名　いなべサステナブル
経理責任者　篠原史紀　㊞

令和５年度政務活動費収支報告について

いなべ市議会政務活動費の交付に関する条例第７条第１項に基づき、別紙のとおり令和５年度政務活動費収支報告書を提出します。

-5.10.31
884

別記様式その２（第７条関係）

令和５年度政務活動費収支報告書

会　派　名　　いなべサステナブル

１　　収　　入

政務活動費　　２１０，０００円

２　　支　　出　　２５，０２０円

（単位：円）

項　　目	金　　額	備　　考
調査研究費	23,040	研修会参加費、旅費、通信費
研　修　費		
広　報　費		
広　聴　費		
要請・陳情活動費		
会　議　費		
資料作成費		
資料購入費	1,980	図書購入
人　件　費		
事務所費		

注　備考欄には、主たる収支の内容を記載する。

３　　残　　額　　１８４，９８０円

参考様式２

使途項目別一覧表

使途項目名	調査研究 費

年月日	支出内容	支出額	備考	整理番号
05.06.14	参加費（全国地方議会ｻﾐｯﾄ2023）	10,000 円	一般社団法人マニュフェスト研究	1
05.06.14	研究大会参加費	3,000 円	子どもｱﾄﾞﾎﾟｶｼｰ学会	2
05.09.22	旅費 （第15回京都大学公共政策 JIAMｾﾐﾅｰ）	2,340 円	JR東海、他	3
05.09.14	モバイル端末レンタルサービス 通信費自己負担金(4-9月分)	6,600 円	いなべ市長	4
05.10.31	モバイル端末レンタルサービス 通信費自己負担金(10月分)	1,100 円	いなべ市長	5
計		23,040 円		

参考様式1

支　出　伝　票

使途項目	調査研究費	整理番号	1
支出金額	10,000　　円		
支出年月日	2023年6月14日 水曜日		
使途内容	全国地方議会サミット2023参加費		

領収書・その他証拠書類

□　裏面添付

支　出　先	ローカル・マニュフェスト推進連盟
按分率等	
備　考　欄	

参考様式３

視察研修報告書

令和５年７月７日

日　時	令和５年７月５日 13:00～18:00 令和５年７月６日 10:00～16:00
氏　名	篠原史紀
視察名	全国地方議会サミット 2023
視察先	早稲田大学大隈講堂
説明者	早稲田大学 名誉教授、元三重県知事 北川 正恭 都城市 総合政策部デジタル統括課 佐藤 泰格 取手市議会 議長 金澤 克仁 大正大学 教授、元総務大臣 片山 善博 法政大学 総長 廣瀬 克哉　他
目的・内容	変わる社会・デジタル・あたらしい民主主義 ～激変する時代に対応する社会基盤としての議会を実装する～ コロナ禍で進んだ生活様式の変容、人口構成の変化による公共サービスの危機、凄まじいスピードで進化する生成 AI などデジタル技術の革新、「地方分権」「マニフェスト」20 年を経た、あたらしい民主主義の再定義――。私たち地方議会は、こうした激変する時代にいかに立ち向かい、対応するのか。 専門家や当事者の議論に加え、各地の議会から事例紹介も交えてに課題を提起し意見交換や情報交換を行う。

成果・所感	地方議会改革の必要性を提言しながら、時代の変化に応じた地方の課題を全国規模で共有し、意見交換や情報交換を行う大変意義あるサミットであり、毎年、数百人の地方議員が参加する。 2023 年は、長く続いたコロナ禍で、地方行政や議会が抱えた課題を振り返りつつ、デジタル技術を使った危機管理としての業務継続の担保のあり方、また、ますます進むデジタル社会において、民主主義がどのように変化し、地方議会がいかに対応していくかなどがテーマにされた。 ●1 日目：令和 4 年 7 月 5 日 政府が進めるデジタル田園都市国家構想を先導する、デジタル担当大臣、河野太郎氏のビデオメッセージ（公務のため出席できず）から始まった。少子化が進行する中懸念されるのは、公務員不足である。また、厳しい財政の中、いかに合理的な行政事務を行うか、今後の大きな課題である。政府は、デジタル技術の普及が必要不可欠という政策を推し進め、その入り口的なツールとしてマイナンバーカードの普及を推進。今まで市区町村でバラバラであった基幹システムを統一し、マイナンバーで個人識別を確立することで、事務効率と国民負担を軽減しようとする政策である。 いなべ市は、そうした政策を促進し、マイナンバーカード普及率は三重県下で 1 位であるが、今後、マイナバーが市民の福祉増進のために活用されるかを、学術経験者の研究・分析、先進自治体事例を念頭に、いなべ市政をしっかりとチェックしていきたい。 また、個人的に興味を有したのは、AI の活用である。すでに、行政職員は生成 AI を業務合理化に活用している。また、いなべ市立図書館でもデジタル図書館をスタートしているが、長野県の広域化したデジタル図書館の事例は、今後の図書館運営を考える点で大いに参考になった。 ●2 日目：令和 4 年 7 月 5 日 2 日目は、今後の地方分権のあり方という政治家（知事）を経験した学識経験者による総論的な鼎談から始まった。地方により抱える課題は多様化を増し、地方公共団体を地方政府として位置付け、今後は、国は方向性のみを示し、予算や政策は、地方が決めるべきという意見に賛同する。地方分権一括法が施行され 20 年となるが、実状は、地方の主導権は限定されたままである。 また、議会における議員個人が行う一般質問をいかに、議会の政策提言に活かすかという視点は大変興味深いものであった。一般質問を個人の質問として終わらせるのではなく、結果を議会全体で共有し、政策資源に変える。議会改革の中、検討すべき視点である。 「今改めて考える議選監査委員の意義と使命」と題して、議選監査委員の守秘義務故に、議選監査委員が議会活動で活かされていないという問題提起は、斬新な視点であった。毎定例会で議選監査委員報告を実施している可児市議会の取り組みは、今まで常識とされていた議選

	監査委員の名誉職的な扱いとは全く違い、議選監査委員からの報告を政策決定に活かそうとする画期的な取り組みである。 全体を通じて、以下を強く感じた。 ・議員が議会運営を理解し、主体的に可能性を探る必要がある。 ・現在までの運営要項、会議規則、申し合わせ事項で良いのかも再考する必要がある。 ・先進議会の特記すべき点は、議員の主体性のあり方である。議員は議会運営について、あくまでより市民に必要とされる議会であるために、新たな仕組みづくりまで考え、議論する必要がある。

資料別添付

議会デジタルを進める上での基礎的な部分

- **目的があるからデジタル化を進めるという意識**
  - 効率的な議会
  - 開かれた議会
  - セキュアな議会
  - 危機に強い議会
  - 信頼される議会

- **議員は、有権者の「代理人」という視点**
  - プロ野球の代理人は、プロ野球選手に替わって年俸交渉をする
  - 代理人は雇い主よりも知識・スキルがあるから成り立っている
  - → 情報端末が使えないから議会のデジタル化へ反対する、というのは苦しい
  - → むしろ代理人なら交渉できる場を増やすべき、と言えるのが普通

  デジタルではないと拾えない声もある

済州特別自治道議会視察（2022.12.25-28）

日本学術振興会二国間交流事業「第4次産業革命時代におけるAI/Roboticsを利活用する自治体行政と政策決定」

「議会のデジタル化の第三段階」に取り組もうという動き（地方議会人2023年2月号）

住民が参加しやすい議会づくりの取り組み状況（全国市区町村議会事務局調査）

	議会数	議員が分担して、生活説明会を定期的に行った	議員がニュースレターを配布したり、議会だより編集を住民に委ねるなどして、住民が参加する仕組みをつくった	議員が分担して、生活説明会を定期的に行った	若者・議会や女性議員・議員以外の多様な人々が参加する場をつくった	子育て・子育ち・子育ち支援に関する主権者教育に協力した	教育関係機関と連携し、児童・生徒に対する主権者教育に協力した	オンライン議会システムをつかった住民との意見交換会を実施した	議会の会議資料をインターネット上で公開した	その他	上記の取組は行っていない	無回答
全体	1,516	100	507	277	345	57	401	211	421	19
	100.0	6.6	33.4	18.3	22.8	3.8	26.4	13.9	28.4	1.0
市区町村区分										
市・区	767	44	289	169	214	45	310	129	143	7
	100.0	5.7	37.7	22.0	27.9	5.9	40.4	16.8	18.3	0.9
町	616	49	199	98	119	11	88	69	210	6
	100.0	8.0	32.3	15.9	19.3	1.8	14.3	11.2	34.1	1.0
村	133	7	19	10	12	1	3	13	73	1
	100.0	5.3	14.3	7.5	12.0	0.8	2.3	9.8	54.9	1.5

デジタル・インクルージョンの視点

1. **議員の多様性への対応**
   - **欠席は「背負った民意に応えられない」 → できる限り出席できる環境を整える**
     - 周産期の女性議員への配慮にもつながる
     - 誰もが病気等で入院する
     - 介護従事する議員のためにもなる

     長期欠席との連動

2. **多様な住民からの情報収集につながる**
   - **住民も多様・・・デジタルでなければ声が伝わらない人もいるという認識**
     - 障がいを抱えている有権者、ネットでの発信が得意な若者

3. **多様な住民への情報発信にもつながる**
   - **デジタルであるから声が伝わる人もいる**

気づきのとき

民間のデジタル化が進めば進むほど、
デジタルに取り組まなければ信頼・評価は下がる

- 東日本大震災・・・地方議会制度が土地（場所）に縛られている
- 新型コロナウイルスの感染拡大・・・地方議会制度が密を前提に運営されている
- ⇒ 非常時にも対応できる地方議会が求められている

- 地方分権の推進と行政のデジタル化の進展・・・地方議員のスキルの高度化が求められる
- SNSの普及やインターネット選挙運動の解禁・・・地方議員と住民との関係が変化
- ⇒ 地元のご用聞き以上の役割が期待される

明治以来の日本の地方議会・議員のあり方が変化する・・・**民主主義のDX**

○宮崎県都城市／南九州の拠点都市

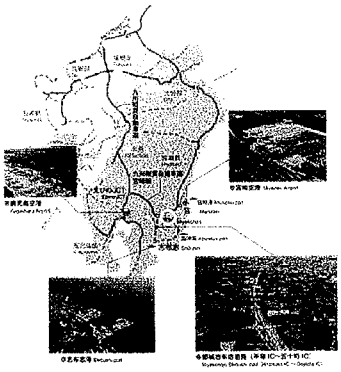

○島津発祥の地

○九州・沖縄12番目の都市
九州・沖縄の119市のうち、人口規模で上位から12番目

○人口16万 R2国勢調査
宮崎市と鹿児島市の間に位置し、南九州のリーディングシティを標榜
10年後の人口増を図る！

○牛・豚・鶏生産日本一のまち
肉と焼酎をコンセプトに、市のPRを目的として、ふるさと納税を推進！

○地の利の活用
重要港湾志布志港と都城市を結ぶ地域高規格道路の開通を見据えて、更なる畜産振興と企業立地を促進

○自己紹介

佐藤 泰格（さとう ひろのり）
都城市総合政策部　デジタル統括課

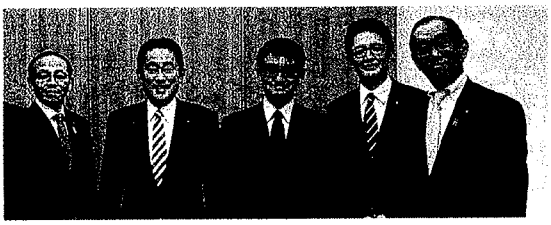

【経歴】
2003年都城市役所入庁　保険年金課、財政課、納税課、宮城県気仙沼市用地課（災害派遣）、総合政策課、デジタル統括課

○ 成功体験の波及効果

R3～R5に立案したデジタル関連新規事業

年度	R3	R4		R5
	当初	当初	年度途中	当初
新規事業実施数	20	34	13	27
合計	20	54	67	94

R3～R7　新規100事業立案に向けて順調に実施中

年度途中でも、実装に向けて積極的に実証事業を実施
（官民連携を意識）

マイナンバーカード普及促進で培ったチャレンジ精神がデジタル事業の推進に強く影響

○ 普及促進の戦略

政策推進の黄金則
課題を把握し、その課題に対応する

①申請しやすい環境の整備

②利活用の促進

③効果的な広報

市民及び現場の声を聴き、政策を立案

韓国でなぜそれが取り組めるのか？

- 議会の資料などのオープンデータ化・オープンドキュメント化が進んでいる
  - デジタル活用できるデータ・ドキュメントが揃っている
  - ⇒ 日本ではどうか？
- 日本の中途半端な分権がそれを難しくしている
  - 各議会の財政状況、首長のデジタル化に対する理解がデジタル化を阻んでいる側面も
  - 拒否権プレーヤーが揃っている
  - ベンダー的には統一的に対応してほしい（ベンダーロックインはベンダーも望んでいない部分もある）
  - 個人認証や無線活用、旧姓使用なども足かせに

真摯なオープンドキュメントの収集、統一的なデータ管理ができれば取り組める

○ 都城フィロソフィ（人財育成）

京セラ創業者の稲盛氏が民間企業で策定していた人財育成の基本となるフィロソフィを自治体で初めて策定

都城フィロソフィ（30項目）による人財育成！

・あいさつが全ての基本　・自ら燃える　・一人ひとりが都城市役所
・市民目線を貫く　・自治体の常識、殻を打ち破る
・コンセプトを立て、戦略的に行動し、結果を出す

日本一の職員！日本一の市役所！
（都城市民から日本一と評価されること）

公務員の「心のリカレント教育」・「心のリスキリング」として機能しているのではないか

一般質問とは、なにか？

- 議員からみた一般質問
  - 議会にとって、議会の一部である議員が行政の政策執行のありかたに監査・提案することで、自治体政策を間接的に制御する機会
- 議会からみた一般質問
  - 議会にとって、議会の一部である議員が行政の政策執行のありかたに監査・提案することで、自治体政策を間接的に制御する機会
- 市民(citizen)からみた一般質問
  - わがまちの課題をめぐって、議会というヒロバで、議会と行政が議論を通じて課題や状況をあからかにする機会
- **わがまちの課題＝〈争点〉の重要性**

その「成果」を出すためにはなにが必要か？

- ヒロバでの議論によって意思形成する→その結果、自治体〈政策・制度〉の何かが変化する

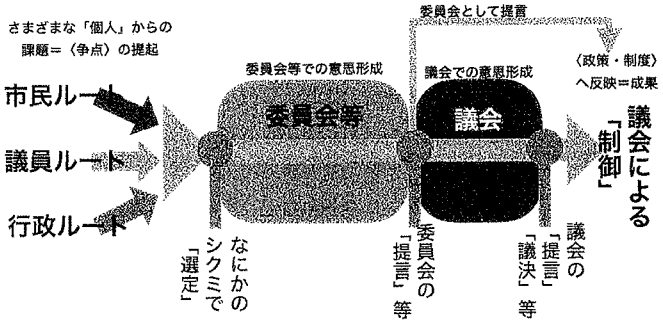

一般質問とは、なにか？

- 議員による「わがまちの〈政策・制度〉の課題」＝争点を提起する場
  - すべての議員が、市政にかかわるすべてのことを質問できる機会（「議員は、市の一般事務につき、議長の許可を得て、質問することができる。」標準市議会会議規則62条）。
  - 所管の委員会に所属していなくとも議案にかかっていないことも質問でき、自由な意見の表明もでき、それにたいする執行部の公式見解を得ることができる。
  - これによって、市政の争点を提起し、監査機能・政策提案機能を果たすことができる

議会の本来機能を考える：政策議会としての議会

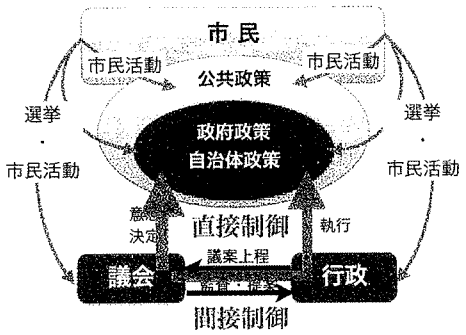

全国地方議会サミット2023

一般質問を議会の政策資源にするシクミ

法政大学　土山希美枝

議会の本来機能を考える：政策議会としての議会

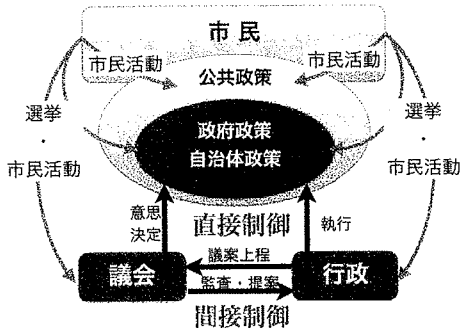

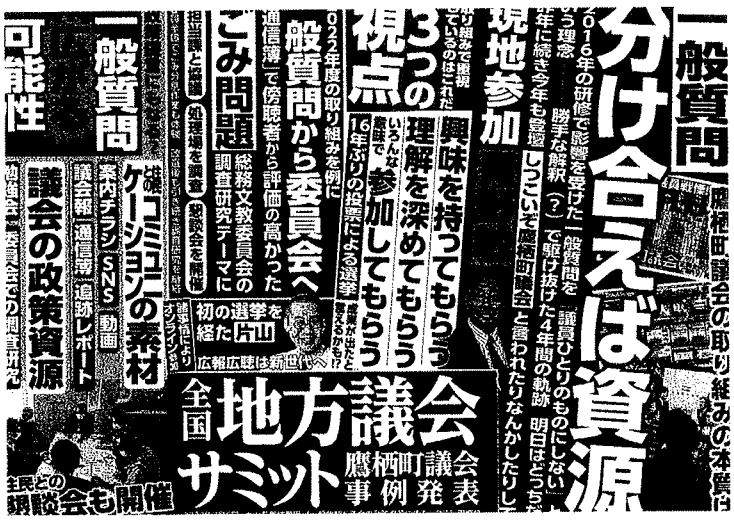

本日の論点

なぜ誰でも・どこからでも・投票ができるようにならないのか？

例えば、骨折して入院・出産前後で入院などの場合、投票に行けません。
『郵便による不在者投票制度』がありますが身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持っていないと対象にならない（しかも事前手続き必要）。実態は誰でも投票できるという環境にない。

なぜ選挙公約はなぜ選挙の時しか公開されないのか？

選挙によって4年の間、巨大な権限を有する為政者は選挙の際に住民と約束する（選挙公約）。しかし、選挙が終われば選挙公約は形も話題も蒸発し姿が無くなることが常である。選挙公約は「守られるもの」でなく「選挙を勝ち抜くためのもの」になっている。

なぜ選挙や政治は"日常生活とかけ離れた世界"と思われるのか？

選挙となれば鉢巻き締てタスキをかけ、チラシを配って車を走らせスピーカーで拡声し、お願いしますと連呼と握手・・・。日常生活から突然かけ離れるのが選挙であり、それに携わる政治家は近寄りがたい存在となる・・。日常の中に政治があるはずなのに・・。

ご静聴ありがとうございました。
続いて、実践のご報告をうかがいましょう。

マニフェストの活用法を住民が創造する場

選挙マニフェストと人工知能の融合（4年後）

CC-BY 鷹田佑弥（リンクデータ） 2015.1.21

政策議会の「資源」としての一般質問

- 一般質問が機能していない3つの要因
  - 現在の一般質問の「質」の問題：残念な質問、もったいない質問
  - 歴史的な位置付けの問題：行政の無謬性、追認機構としての議会
  - 「いい一般質問」がいかされるルート（しくみ）の欠落
- 「いい一般質問」がいかされない」は誰得か
  - 議員の質問力は総合的な政策形成力であり、議員の政治家としての活動と知見の集約。これを議会の政策資源として活かせないか
    - 政策は必ず個人の思考からうまれる。議員の争点提起を議会の政策資源に転換するシクミの不在
- 議会というヒロバで、議員の〈争点〉提起である一般質問を、議会（他の議員、委員会）と、市民と政策資源として共有する

Society 5.0時代のあたらしい民主主義

～つくば市・議会／芽室町選管～

問題提起＆全体コーディネート
早稲田大学マニフェスト研究所
中村　健

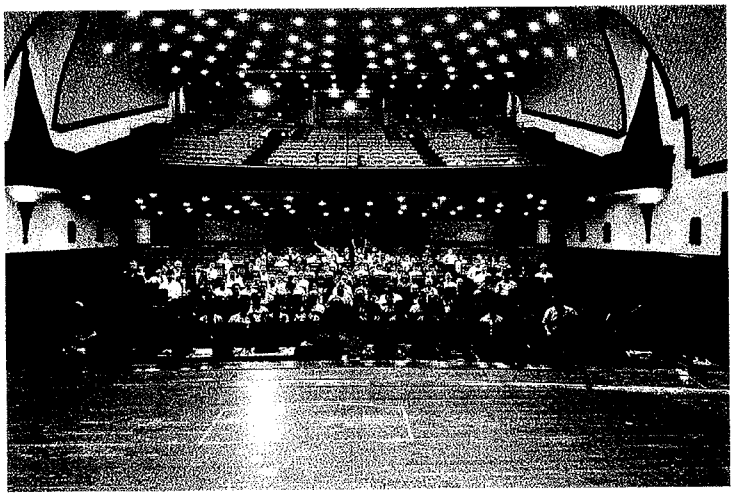

非常識を常識に

Society 5.0時代の
あたらしい民主主義

北海道芽室町選挙管理委員会の取組

3　選挙公報

令和5年4月23日執行芽室町議会議員選挙公報（無投票のため発行）.pdf(6700KB)

※掲載順序はくじを行わず、立候補届出順に期限まで原稿の提出があった候補者を掲載しています。

※ホームページに掲載された選挙公報についての注意事項

次のような行為は、公職選挙法違反になるおそれがありますのでご注意ください。

（1）このページに掲載された選挙公報をプリントアウトし、不特定多数又は多数の者に頒布すること。

（2）候補者及び確認団体以外のものが、このページに掲載された選挙公報のデータを添付した電子メールを送信すること。

（3）特定の候補者等の選挙公報のみを抜粋して添付した電子メールを送信すること。

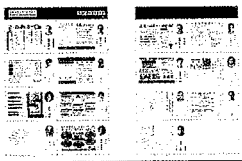

参考様式1

支　出　伝　票

使途項目	調査研究費	整理番号	2
支出金額	3,000　　円		
支出年月日	2023年6月14日 水曜日		
使途内容	子どもアドボカシー学会第2回研究大会参加費 (学会員オンライン参加)		

領収書・その他証拠書類

□　裏面添付

支　出　先	子どもアドボカシー学会
按分率等	
備　考　欄	

参考様式３

視察研修報告書

令和５年８月21日

日　時	令和５年８月19日13:00～17：30 令和５年８月19日13:00～17：30
氏　名	篠原史紀
視察名	子どもアドボカシー学会第２回研究大会2023
視察先	オンライン研修
説明者	栄留 里美（大分大学福祉健康科学部専任講師） 荻上チキ（評論家） たかまつなな（株式会社 笑下村塾代表）他
目的・内容	こども家庭庁の発足を受け、イギリスやカナダで、子どもの権利を担保するための政策として導入されている「子どもアドボカシー制度」について、日本でも議論されている。そうした中、「子どもアドボカシーに対する理解が広まって欲しい！」との思いから、学識経験者、子ども・子育て支援団体らが集まり、子どもアドボカシーについての研究を深め、実践するアドボケイトを育成しようと、子どもアドボカシー研究会が2020年８月に発足された。本会の団体名称・組織を変更して、子どもアドボカシー学会を2022年８月20日に設立。毎年、総会の開催に合わせて、子どもアドボカシーをテーマに学会員等による研究大会が行われ、研究報告や意見交換が行われている。

成果・所感	●1 日目 まず、発表にエントリーした学会員かからの自由研究発表が行われた。 司 会:白井 千晶(静岡大学)、吉池 毅志(大阪人間科学大学) 発表者: 鳥海 直美 (四天王寺大学)、山本真知子 (大妻女子大学)、 栄留 里美(大分大学)、昇 慶一 (常磐会学園大学)、 相澤 仁 (大分大学)。 鳥海 直美氏、相澤 仁氏の発表は共に、障がい児のアドボカシーがいかに担保されるべきかを考察した発表であった。学校や施設の管理が強くなりがちな障がい児だからこそ、意見表明ができるしくみづくりとアドボカシーを行う者の姿勢が重要である。相澤の言う「確認」が的確に行われる体制にあるかと言う視点は大変重要であると感じた。特に権利を侵害されやすい障がい児の立場において、さらに多角的な視点からアドボカシーを考えていくべきである。そうした意味でも、日本でもインクルーシブ教育をそくしんすべきだと強く考えた。 また、長年、アドボカシーの研究を第一線で続けている、栄留 里美氏の一時保護施設で実際にアドボカシーを体験した子どもたちへのインタビューは大変興味深いものであった。施設とは独立した立場でのアドボケイトがいて、安心して意見表明ができたという子どもたちの多くの声が、日本に本格的な制度導入を示唆する。 辛い思いをした経験があるユース会員によるユース企画シンポジウムは、パネラーの生の体験からアドボカシー制度の有効性を検証するのに、大変有意義であった。中学 2 年生から高校卒業までを里親家庭で過ごし、現在、アドボケイトとして活動している、あい氏のこどもの権利に対しての考察は、権利保障後進国とされている日本の政治家として深く考えさせられる内容であった。 ●2 日目 ・子どもアドボカシーセンター企画シンポジウム:「各地のアドボカシーセンターの取り組み」 香川、東京、和歌山に混じり、三重県で活動している、アドボカシーセンターMIE の志治 優美氏もパネラーとして参加された。同センターは、一時保護所 2 か所、子ども食堂 1 か所、グループホーム 1 か所へ定期訪問。一時保護専用施設 3 か所、児童養護施設 1 か所で試行訪問。県委託事業として、社会的養護機関アドボケイト派遣、養成等を実施している。 ・大会企画シンポジウム:「場をひらく~学校・病院・政治・福祉の子ども若者参画の地平」 個人的には、株式会社笑下村塾の主権者教育に大いに関心を有した。18 歳選挙権をきっかけに、株式会社笑下村塾が設立され、出張授業「笑える！政治教育ショー」「笑って学ぶ SDGs」を全国の学校や企業、自治体に届けている。主権者と子どもの権利、アドボカシー

	の親和性の高さに気がついた。政治＋エンターテーメントの可能性についても考えさせられた。

資料別添付

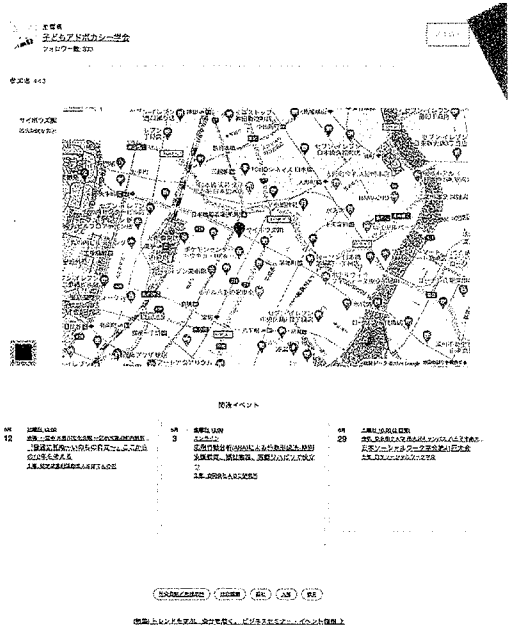

8月19日(土)/20日(日)　ハイブリット開催

8月 19　子どもアドボカシー学会 第２回研究大会2023

イベント開始まで残 (土) 12:00 9 日後 | 中央区日本橋２丁目７－１ 電気日本橋タワー２７階 | 子どもアドボカシー学会

カテゴリ：研究会　対象：誰でも　参加：入場　会費：0円

日時
2023/8/19 - 8/20
[7 - 1 日]
13:00 - 16:30 JST
カレンダー に追加

場所
サイボウズ株式会社東京オフィス
中央区日本橋２丁目７－１ 東京日本橋タワー２７階 18 名
地図を見る

チケット
アーカイブ配信　一般(会員)
¥2,000 販売終了
アーカイブ配信　一般(非会員)
¥2,500 販売終了
3/25(土)　一般(会員)　オンライン・アーカイブ
¥1,000 販売終了
3/25(土)　一般(非会員)　オンライン・アーカイブ
¥3,000 販売終了
3/25(土)-3/26　オンライン
無料
すべて見る

子どもアドボカシー学会 第２回子どもアドボカシー研究大会2023

■日時：2023年8月19日（土）13:00～17:00
2023年8月20日（日）9:30～17:00

■場所：サイボウズ（株）東京都中央区日本橋２丁目７－１ 東京日本橋タワー２７階
（最寄りＴＯＫＹＯ日本橋駅 B9出口直結）
https://cybozu.co.jp/company/access/tokyo/

■開催形態：現地、オンライン配信・アーカイブ視聴

■定員：現地200名　オンライン500名　アーカイブ視聴500名

■参加費：

【申し込み期限】
※現地参加受付終了
※オンラインは7月18日までに申し込み可
※アーカイブ配信申し込みは大会終了後8月末までに申し込み可

総会を録画

子どもアドボカシー学会 第２回研究大会 2023 要旨集

月日：2023年8月19日（土）～8月20日（日）
会場：サイボウズ株式会社東京オフィス／オンライン併用・アーカイブ配信有
資料：この資料は大会案内メールに記載のグーグルドライブにあります →

https://drive.google.com/drive/folders/10HLpNH5tknMBJnENuEpaCGGot5AonfP?usp=sharing

全体ケジュール

【1日目】2023年8月19日（土）

12:30	受付開始
13:00	開会のあいさつ
13:30～16:00	自由研究発表 司　会：白井 千晶（静岡大学）、吉池　毅志（大阪人間科学大学） 発表者：鳥海　南美（四天王寺大学） 山本真知子（大妻女子大学） 柴留　里美（大分大学） 昇　慶一（常磐会学園大学） 相澤　仁（大分大学）　※タイトルは次ページに掲載
16:00～16:15	休憩・書籍販売
16:15～17:30	ユース企画シンポジウム「ユースの考えるアドボカシー」 ファシリテーター：田邊紀華（学会会員ユース）、七瀬音羽（学会会員ユース） シンポジスト：あい（社会的養護経験／団体職員／アドボケイト） はしゆか（障害学生の会代表／熊本学園大学社会福祉学部４年生） 平井登威（NPO法人ＣｏＣｏＴＥＬＩ代表／関西大学社会安全学部学生）
18:00～19:30	懇親交流会　スペシャルゲスト 雄城 a.k.a. TRICKTRIGGER（ラッパー）※要参加申込者のみ

【2日目】2023年8月20日（日）

9:00	受付開始
9:30～12:00	子どもアドボカシーセンター企画シンポジウム：「各地のアドボカシーセンターの取り組み」 ファシリテーター：山下　祈世　ＮＰＯ法人トリピト 子どもアドボカシーセンター熊本 Ｍｃ：ｖｏ（あいほ）代表（熊本） シンポジスト：藤智　崚　ＮＰＯ法人地域づくり研究所　アドボカシー事務ここまい 主任（香川） 相澤　依美　ＮＰＯ法人子どもアドボカシーをすすめる会ＴＯＫＹＯ（東京） 志治　優美　アドボカシーセンター三ＩＥ（三重） 高本めぐみ　一般社団法人ｔｏｄｄｌｅわかやま（和歌山）
12:00～13:00	受休み・書籍販売
13:00～15:00	大会企画シンポジウム：「場をひらく～学校・病院・施設・福祉の子ども若者参画の地平」 ファシリテーター：柴留　里美（大分大学） シンポジスト：坂上　　チキ（評論家） 森川すいめい（精神科医／鎮会師） たかまつなな（株式会社笑ＦＫ村塾代表）
15:00～15:15	休憩
15:15～16:15	総会　※オンライン参加の場合、事務局で確認のうえ入室許可をします。 Zoomでのお名前は会員名が確認できるものに変更してください。
16:15	閉会挨拶
16:30	閉会

■１日目／８月１９日（土）１３：３０～１６：００----------

【自由研究発表】

https://drive.google.com/drive/folders/10HLpNH5tknMBJnENuEpaCGGot5AonfP?usp=sharing

●司会：白井千晶 会長（静岡大学）
吉池毅志 会長（大阪人間科学大学）

※大会案内メールに記載のグーグルドライブにあるファイルにこちらページは載せ自由研究発表者名を掲載しています
※会場配布の冊子では、発表者は印刷されていません。上記をご参照ください。

●プログラム

	時間帯	発表者（所属）	タイトル
1	13:30-14:00	鳥海　南美（四天王寺大学）	移行期の施設入所障害児のアドボカシーに関する質的評価 ―施設職員へのインタビュー調査から―
2	14:00-14:30	山本真知子（大妻女子大学）	里親家庭の子どもアドボカシーの必要性と課題 ―里親家庭の実子のインタビュー調査に焦点をあてて―
3	14:30-15:00	柴留　里美（大分大学）	独立アドボケイトによる一時保護所への訪問方法に関する研究 ―子どもへのインタビュー調査から―
4	15:00-15:30	昇　慶一（常磐会学園大学）	児童養護施設における独立訪問アドボカシーの実践報告 ―大阪モデルの現状と課題―
5	15:30-16:00	相澤　仁（大分大学）	こどもアドボカシー活動における実践上の原則としての「識知」に関する一考察　―こどもアドボカシー活動の基本となる原則の具現化を視点にして―

■１日目／８月１９日（土）１６：１５～１７：３０----------

【ユース企画シンポジウム】

●テーマ：**ユースの考えるアドボカシー**

●ファシリテーター：田邊紀華（学会会員ユース）、七瀬音羽（学会会員ユース）

●シンポジスト：

あ　　い　社会的養護経験／団体職員／アドボケイト

はしゆか　障害学生の会代表／熊本学園大学社会福祉学部４年生

平井登威　ＮＰＯ法人ＣｏＣｏＴＥＬＩ代表／関西大学社会安全学部学生

第２日目／８月２０日（日）９：３０～１２：００

【子どもアドボカシーセンター企画シンポジウム】

◎テーマ：**各地のアドボカシーセンターの取り組み**

◎ファシリテーター：

山下　祈恵

NPO法人トナリビト 子どもアドボカシーセンター熊本 Me：vo（みぃぼ）代表（熊本）

◎シンポジスト：

越智　　萌　NPO法人丸亀街づくり研究所 アドボカシー事業所ここまい　主任（香川）

相澤　京美　NPO法人子どもアドボカシーをすすめる会TOKYO　副代表理事（東京）

志治　優実　アドボカシーセンターMIE　事務局長（三重）

家本めぐみ　一般社団法人toddleわかやま 代表理事（和歌山）

第２日目／８月２０日（日）１３：００～１５：００

【大会企画シンポジウム】

◎テーマ：**場をひらく**

～学校・病院・政治・福祉の子ども若者参画の地平

◎ファシリテーター：

栄留　里美 大分大学／子どもアドボカシー学会副会長

◎シンポジスト：

荻 上 チ キ　評論家

森川すいめい　精神科医／鍼灸師

たかまつなな　株式会社笑下村塾代表

▼大会会場：サイボウズ株式会社東京オフィス　https://cybozu.co.jp/company/access/tokyo/
〒103-0027　東京都中央区日本橋 2-7-1 東京日本橋タワー 27 階
★注意　エレベーターで「7 階」にあがりそこで入館手続きをしてから、会場フロア 27 階へあがってください。
アクセス：　東京メトロ銀座線・東西線、都営地下鉄浅草線：「日本橋駅」B6 出口直通
東京メトロ半蔵門線・銀座線：「三越前駅」B6 出口より徒歩 3 分
JR：「東京駅」八重洲北口より徒歩 10 分

▼研究大会への参加形態と参加費

参加申込

・Peatix にて受付　https://adv202308.peatix.com/view
・申込締切　8/11(金)、オンライン・アーカイブは 8/18（金）

参加形態

・現地会場参加 … 200 名限定
オンライン（Zoom）参加、アーカイブ視聴もあり
（申込者すべてにオンライン配信とアーカイブ視聴用のリンクを送付します）
・情報交換会は会場参加の場合のみ、総会は会員のみオンライン参加可

参加費

・参加形態（現地・オンライン・アーカイブ配信）を問わず参加費は同額です

		学会員	非会員	29 歳以下
大会参加費	【7/22 迄の早期申込】	3,000 円	4,000 円	無料
	【7/23 以降の事前申込】	4,000 円	5,000 円	無料
情報交換会	【事前申込のみ】	3,000 円	4,000 円	500 円

・若者参加のための応援寄付も Peatix で募集しています。大会当日も含めてぜひご協力をお願い致します。

▼子どもアドボカシー学会事務局（NPO 法人子どもアドボカシーセンターOSAKA 事務所内）
・〒590-0079 大阪府泉佐野市湊区新町２番４号 小山毫ビル２階
・TEL：072-226-7227　メールアドレス：adv.gakkai@gmail.com

▼子どもアドボカシー学会ウェブサイト　https://adv-kodomo-gakkai.jimdofree.com/
・学会フェブサイトに掲載の通り、以下については学会事務局内に個別の連絡先があります。
・受賞講座担当：adv.yousei@gmail.com
・学会誌『子どもアドボカシー研究』担当：adv.gakkaishi@gmail.com

▼第２回子どもアドボカシー研究大会実行委員会
相澤　京美（NPO 法人子どもアドボカシーをすすめる会 TOKYO 副代表理事）
井上美和子（本学会学会員）
内山　　浄（一般社団法人子どもの声からはじめよう事務局）
菊池真梨香（一般社団法人子どもの声からはじめよう理事／本学会理事）＊大会長
田邉　紀華（本学会会員コース）
七條　吉羽（本学会会員コース）
金　　正嗣（熊本学園大学）
落岡　洋子（関西大学）
渡辺　清美（一般社団法人子どもの声からはじめよう理事／NPO 法人全国子どもアドボカシー協議会理事／サイボウズ株式会社）

▼第２回子どもアドボカシー研究大会実行委員会事務局　連絡先 adv.2023008@gmail.com

こどもアドボカシー活動における実践上の原則としての「確認」に関する一考察
－ こどもアドボカシー活動の基本となる原則の具現化を提案にして －

◎相澤　仁（大分大学福祉健康科学部）

（キーワード）アドボカシー実践、実践上の原則、子どもの権利擁護

Ⅰ．研究の背景及び目的：障害児入所施設・障害児通所支援事業所を利用するこどもの意見形成支援・意見表明支援のための手引き（案）において「障害のあるこどもにアドボカシーを実践していく上で重要な実践上の原則の一つに、こどもへの「確認」である」と明記している。こうした提言を踏まえ、本研究では、基本的な原則の具現化を提点にして、こどもアドボカシー活動（以下「アド活動」）の質を確保するための実践上の原則の１つである「確認」の行為の意義を明らかにすることを目的としている。

Ⅱ．研究の視点および方法：アド活動において重要な役割を果たす「確認」という具体的な行為について、基本的な原則の具現化を提点にして、その意義について理論的に考察した。

Ⅲ．倫理的配慮：本研究は、文献を参考にした理論的な内容を考察が中心であり、倫理的配慮に基づき、情報を利用する場合情報の匿名化と利用の適切さに留意した。なお、本研究発表に当たり大分大学福祉健康科学部長の許可を得ている。

Ⅳ．研究結果および考察：ここで取り上げる「確認」とは、意見表明内容や意見に対するフィードバック内容などの確認だけではなく、情報などコミュニケーション全般における「確認」である。アドボカシー実践において、その生命線ともいえるのがこどもとのコミュニケーションの質であり、深く関係しているのが「確認」という技術や態度である。

こどもは変化する存在であるからこそ確認は重要になる。こどもにはもう一度考え直すことができることを含めた確認が大切なのである。こうした確認の過程において、こどもは再度自分の思いや気持ちを見つめなおし、自分に向き合い、自分との対話を通して、より豊かなセルフアドボカシーを形成していくことになる。

また、こうした確認は、こどもに意見表明内容などについての決定を求めるものであり、こどもが権利の主体として取り組むことを意味しているとともに、こどもの同意のもとで行動するといったこども主導・中心の原則を具体的な実践の場で具現化している姿勢でもある。意見表明等支援員はマイクのような役割を演じ果たそうとするからこそ、あたり前のこととしてこどもへの丁寧な確認を行うことになるのである。

確認は「あなたは大切な存在」であるというメッセージが一つである。意見表明等支援員がパートナーシップに基づき、こどもをありのままのあり方（being）を尊重し、一つ一つの思いや意見について表明支援をしようとすれば、確認は意識・意図のもとに生じる態度であろう。こうした過程を通して、こどもはエンパワメントし、自己肯定感を高めていく。確認には、①こどもの人格や主体性及び自己決定を尊重する機能　②こどものエンパワメントやこども主体を促進する機能　③半等な関係と対等なコミュニケーションを築く機能　④外部圧迫等力を受けずに独立性を確保できる機能　⑤権利感に理解するための機能（⑥認識の共有と共通理解の促進する機能　⑦こどもの参画を推進する機能などをもっている。

Ⅴ．文献：①ゆずはリサーチ&テクノロジーズ株式会社「障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を利用する障害のある子どもの権利擁護の在り方に関する調査研究報告書」2023 年
など

子どもアドボカシー学会　第２回研究大会 2023　【自由研究発表】　要旨

移行期の施設入所障害児のアドボカシーに関する質的評価
― 施設職員へのインタビュー調査から ―

◎馬淵直美（四天王寺大学）

（キーワード）障害児の意見表明権、施設版ロアドボカシー、権利アドボカシー

Ⅰ．研究の背景及び目的

子どもの権利委員会・障害者権利委員会共同宣言（2022）においては、障害児の意思および選好の尊重に加えて、意見表明を容易にするための支援の提供が確約国に求められている。障害児の意見表明を支援するアドボカシーについては、入所施設・学校から地域社会へ職場へ生活の場を移行移行期のアドボカシーの重要性が指摘されている。本研究では、2017 年から現在に至るまで施設訪問アドボカシーを導入している福祉型障害児入所施設における職員へのインタビュー調査を通して、障害児の移行支援において本人の意思がどのように尊重されているかを明らかにする。また、移行期の施設訪問アドボカシーに関する肯定的評価と否定的評価を明らかにする。これらを通して、移行期の障害児のアドボカシーのあり方について検討を行う。

Ⅱ．研究の視点および方法

「障害児の新たな移行調整の枠組みの構築に係る手引き」（厚生労働省 2021）では、起草後の回復の場と自中活動の場について、施設職員に具体的な選択肢を情報提供しつつ、本人の希望する生活について話し合いを続けて意思決定の支援を行うものとされる。このような移行支援を１年間にわたって担当した職員 5 名をインタビュー協力者とし、移行支援の実際、施設訪問アドボカシーに関する肯定的評価および否定的評価について半構造化面接法によって尋ねた。インタビューは 2023 年 4 月 20・21 日に１人あたり約 45 分間にわたって実施した。分析方法は、音声から逐語録を作成し、意味のあるまとまりをカテゴリ化する質的内容分析を用いた。

Ⅲ．倫理的配慮

インタビュー調査の実施にあたっては、施設職員に対して調査目的を文書と口頭で説明して同意書を交わした。分析の過程ではすべての個人情報を匿名化した。開示すべき COI はない。本研究は、四天王寺大学倫理審査委員会の承認を得ている（承認番号 2022 倫第 12-3）。

Ⅳ．結果および考察

インタビュー協力者の基本属性について、年齢は 30 代～50 代、勤務年数は 4～15 年、専門資格は保育士や社会福祉主事などであった。障害児の移行支援の特徴として、居住の場や日中活動の場を選定するにあたっては、家族利用や見学の機会を設けながら本人の意思を尊重するための配慮が行われていた。また、家族・学校・児童相談所・グループホーム等に対して、障害児の意思を職員が代弁するフォーマルアドボカシーが実践されていた。

移行期の施設訪問アドボカシーに関する肯定的評価として、アドボケイトが障害児に必要時および個別的にかかわることは【意思表出の機会】となった。障害児がアドボケイトに過去後の暮らしにかかわる思いを話すことは【将来について聞いてもらえる機会】であり、【連絡について一緒に考えてもらえる機会】や【自分の考えをまとめる機会】として機能していた。地域移行に焦点をあてた権利啓発や情報提供によって【地域生活についての理解】や【地域の社会資源とのつながり】が深まり、【将来の生活のイメージ形成】が促された。そのことが【意見表明の機会】につながり、意見が部分的に実現されることによって、さらなる意見表明の機会がもたらされた。一方、肯定的評価として、外出を伴うアドボカシー活動の際の【安全性の確保】が課題として挙げられ、また【アドボケイトと職員の関係の葛藤感】が難しいという認識や、【アドボケイトと家族・他機関との関係構築】についても今後の課題として挙げられた。

謝辞：本研究は JSPS 科研費 20K18094 の助成を受けたものです。

里親家庭の子どもアドボカシーの必要性と課題
― 里親家庭の実子へのインタビュー調査に焦点をあてて ―

◎由本真知子（大妻女子大学人間関係学部）

（キーワード）里親、里親家庭の実子、子どもアドボカシー

Ⅰ．研究の背景及び目的

近年、日本において 2016 年の児童福祉法改正等により里親委託を推進する流れとなっている。また、2022 年に法整備の子どもの意見聴取についても明記され、里親家庭におけるアドボケイトの必要性も高まっている。里親家庭には委託児童と共に、里親の親属関係のある子ども（以下：実子）が生活している場合もあり、里親委託を重視していくにあたり、今後実子のいる里親家庭が増加する可能性も大きい。

本研究の目的は、里親家庭の子どもアドボカシーの必要性と課題を里親家庭における実子へのインタビュー調査を中心に明らかにすることである。

Ⅱ．研究の視点および方法

本研究は質的研究法の半構造化およびグループインタビューによるデータ収集を行った。本研究の調査協力者はインタビュー時に 20 歳以上で、里親家庭での生活経験のある実子とし、協力者は 3 名である。本研究の調査期間は 2020 年 4 月～面接時間は 108 分であった。インタビューに加え、これまでの里親家庭の実子に対する調査内容を取り上げ、里親家庭の子どもアドボカシーの必要性と課題を明らかにする。

Ⅲ．倫理的配慮

この調査は大妻女子大学生命科学研究倫理審査委員会の審査・承認（受理番号 30-011）を受け実施した。面接にあたり、学会発表等に使用することを等を十分に説明し、協力者に研究内容確認のサインをいただいている。

Ⅳ．結果および考察

里親家庭の実子へのグループインタビューから、主に意見表明や相談等、声を聞き取られたかについて等を福祉し、13 個の小項目、4 つの大項目が明らかになった。この結果から、これまでの実子への調査や研究から明らかになったことと同様なことが示された。

その一方、「実子の声を聴き取る対応」などの意見表明に対しての役割が新たに明らかになった。また、本研究の実子の声はこれまでの委託されたデータ調査で明らかになった内容と異なる点がみられた。本研究は里親家庭の実子に焦点を当てたが、実子と委託児童が同様に感じている部分があり、これらは里親家庭特有のことも考えられる。

今後、里親家庭における子どもアドボカシーを展開していく際には、里親家庭の子ども全てに対応できるように考慮する課題があり、その際子どもにわかりやすい説明や説明を里親家庭の子どもが安心で安心して話せる環境や人材の必要性がある。また、意見表明ができる場所や機会だけではなく、セルフアドボカシーを高める仕組みづくりも重要である。今後、里親家庭のアドボカシーや、その他の言語化していく活動を実践していく必要があると考える。

Ⅴ．文献

子どもの権利擁護に関するワーキングチーム（2021b）「子どもからの意見聴取及び意見表明支援」厚生労働省　由本真知子（2023）「里親家庭における子どもアドボカシーの課題と展望―セルフサポートとピアアドボカシーに焦点をあてて―」人間関係学研究 24, 65-75

本研究は日本学術振興会科研費（課題番号：19K17279）の助成を受けている。

独立アドボケイトによる一時保護所への訪問方法に関する研究

・子どもへのインタビュー調査から・

◎髙橋里美（大分大学）

〔キーワード〕一時保護所，アドボケイト，子どもインタビュー，評価，意見表明権支援員

Ⅰ．研究の背景及び目的

児童福祉法改正によって，2024年度から意見表明等支援事業（通称：アドボケイト）導入の努力義務が自治体に課されることとなった法制化を背に，一時保護所への訪問アドボケイトの活動が始まっている実情に照らしたことのある子どもほどのような意識や課題を感じるのだろうか，とりわけ生活スペースに訪問する場合のアドボケイトを利用した子どもたちへのインタビューを通して訪問方法を検討することが本研究の目的である。

Ⅱ．研究の視点および方法

東京都の特別区が設置した区立児童相談所一時保護所に，2021年6月から約3年間，計97名の子どもが，アドボケイトが訪問し，各年齢ごとのユニットに訪問した。アドボケイト は一般社団法人「子どもの声から始めよう」からの派遣である。訪問内容は子どもへの権利擁護や権利侵害を通じて子どもの声を傾聴し，子どもが現在に意見や気持ちを伝えたい場合は意見表明及び意見実現支援を行った。研究者は2023年～2024年，児童相談所内研究にて，子ども計16名にインタビュー調査を行った。アドボケイトと関わりのあった子どもを中心に，児童相談所職員に協力を依頼したうえで本人に協力を依頼した。協力者は小学1年生～高校2年生であった。分析方法は質的コーディングである。「ｉ」は語り，【】はカテゴリーとして記載する。

Ⅲ．倫理的配慮

協力者に対して調査目的や調査方法について，協力者の年齢に合わせた文言を用いて説明し，同意書を交わした。児童相談所所長に代表者として承諾を得ている。本研究は大分大学福祉健康科学部研究倫理マネジメント委員会の承認を受ている。

Ⅳ．結果および考察

先行研究との比較で特徴的であった4点を述べる。第1に【選び】や権利擁護の意義である。Aさんは使用カードで「自分の気持ちについて考えられたことが良かった。単純に自分の気持ちについて考えれたこと（中略）アドボケイトさんとはいろんな話聞いてもらったりして良かったです」，意見表明を行ったBさんも「今のままでも十分楽しいですし，男のアドボケイトさんでも女性でも相談所後なく女子や子はすごい仲良くゲームもしてて相談だけじゃないという感じいいなと思いました」というように相談だけではない交流の意味を語った。

第2に【願いが叶ったこと】を貰かったこととして語る子どもがをくいた。Cさん「やっぱり話をつけてくださったのでと心理士さん施設同さんに伝えておくって言われて，それでアドボケイトさんからのお手紙っていう感じをあったので，それとここに来た理由も聞けたので。（中略）おかげさまで親戚につながることができたので，それに関してはすごく感謝して至ｉ」子どもの声を聞き感覚を受け止める力だけではなく，用えることを子ども自身が求めていることが改めて認識できる。児童相談所の対応が重要である。

第3として【時間が欲しい】という意識である。Dさん「ひとつだけあるんですけど時間が午前までなのが，午後までで，話したいときに話せないかもしれないし時間的に，そういうのかな」Eさん「順番がないとか，順番が全然同ってこないとか面接で遅れたとかｉと，2時間という制約があると一人ひとりに時間を割けないという課題がある。

第4に，生活スペースだからこその話しかやすくさがある。2回めの一時保護所入所で初めてアドボケイトに会ったというFさん（高校生）は，「（1回めは）本当に話構想なかしなかったりと多くてつらい時期もあって，今日アドボケイトの方がいてくれて，本当に嬉かったりしてるんですけど」と語る一方で，「（話したい子が現れる）カードじゃなくて，（インタビューのように）こんな感じで呼び出すみたいな，そういう感じのほうが，僕たち子ども側としてはいい，話したいなが強き者くだろうし，そういう感に表いたりすると言葉でも強る」「みんなの前だったら，この子話さんだって会かっちゃうから。（中略）…人一人に聞いた話ったがいいと思う。」

（Ｇさん）と語った。本調査では全員が良い評価として訪問を捉えていたが，だからこそ時間の延長や一人ひとりに聴く等の工夫が求められることが分かった。

付記：JSPS科研費研究課題番号20K02754による成果の一部である。

児童養護施設における独立訪問アドボカシーの実践報告

大阪モデルの現状と課題

◎岸　誠・（常磐会学園大学）

〔キーワード〕独立訪問アドボカシー，現場説明，チーム活動，ジレンマ，システム提言会

Ⅰ．研究の背景及び目的

2022年児童福祉法改正において意見表明等支援事業が法律に位置づけられ，2024年度から第2種社会福祉事業として施行される。NPO法人子どもアドボカシーセンターOSAKAは全国に先駆ける形で2021年度より大阪府よりモデル事業を受託し，児童養護施設での訪問アドボカシーの試行実践を始めている。本研究発表では，北近畿大分圏の児童相談施設における訪問アドボカシー活動の約1年半を振り返り，今後の活動に向けた課題を考察したい。

Ⅱ．研究の視点および方法

先行研究の成果を踏まえつつ，(1)大分圏の児童養護施設なりの課題，(2)権利擁護の構築とSVのあり方，(3)独立性の維持，(4)すべての社会的養護の子どもたちに対象を広げるための課題という4つの視点から施設訪問アドボカシーを考察する。訪問記録及びSV記録のほか，訪問先施設の子ども・職員のアンケート及びインタビュー調査の結果も踏まえて考察を行う。

Ⅲ．倫理的配慮

個人情報保護法を遵守し，調査協力施設・協力者等が特定される情報の開示は行わない。子ども・職員への調査は，調査の趣旨を説明し，同意書を作成して調査を行っている。

Ⅳ．結果および考察

約1年半の訪問活動を通して，アドボケイトは訪問施設で暮らす子どもたちにとってポジティブな対象として定着してきている。活動意義を理解する施設職員もいる。一方で，子ども・職員に対してアドボケイトの役割説明の機会をより丁寧に設ける必要が見られた。

施設や行政との関係では，2～3か月に1度のシステム提言会を通して，訪問活動についての意見交換を行い，相互理解や訪問活動の改善に大いに寄与している。

訪問しているアドボケイト・SVのミーティングでは，活動上のジレンマが共有される。アドボカシーの活動は，これまでにない視点を切り開き，積み重ねていく必要がある。そのためにはチームとしての活動が不可欠である。

社会的養護（施設・里親家庭）の下で暮らしているすべての子どもたちを対象とするアドボカシーを実践するには，訪問アドボカシーの課題を考えつつ，子どもたちからのアクセスに応える訪問アドボカシーの体制を整える必要性も実感している。

Ⅴ．文献

(1) 堀正嗣（2020）『子どもアドボケイト養成講座―子どもの声を聞き権利を守るために』明石書店

(2) 栗原美芙・髙橋直美・堀正嗣・青池敏志(2023)『見守り訪問アドボカシーの理論と実践―児童養護施設・障害児施設・母子生活支援施設における子どもの権利擁護』明石書店

参考様式1

支　出　伝　票

使途項目	調査研究費	整理番号	3
支出金額	2,340　　円		
支出年月日	2023年9月22日 金曜日		
使途内容	第15回京都大学公共政策大学院・JIAM連携セミナー旅費		

領収書・その他証拠書類

□　裏面添付

視察研修旅費明細書参照

支　出　先	西日本旅客鉄道株式会社
按分率等	
備　考　欄	

参考様式４

視察研修旅費明細書

会　派　名	いなべサステナブル	代表者印	篠原
氏　　名	篠原史紀	経理責任者	篠原
視　察　日	令和5年9月22日	使途項目	調査研究費
視 察 内 容	第15回京都大学公共政策大学院・JIAM連携セミナー	整理番号	3
視　察　先	京都大学 国際科学イノベーション棟西館５階シンポジウムホール		

月日	出発地	到着地	宿泊地	電車賃		宿泊料		合　計
				路程	額	夜数	額	
R5年 9月22日	いなべ市	京都市		米原～京都	1,170			1,170
R5年 9月22日	京都市	いなべ市		京都～米原	1,170			1,170
計					2,340			2,340

交通費	2,340　円
宿泊費	円
合　計	2,340　円

参考様式３

視察研修報告書

令和５年９月23日

日　時	令和５年９月22日 13:20～17:00
氏　名	篠原史紀
視察名	第15回　京都大学公共政策大学院・JIAM 連携セミナー
視察先	京都大学 国際科学イノベーション棟西館５階シンポジウムホール
説明者	京都大学大学院法学研究科教授　奈良岡 聰智 氏 一般財団法人ダイバーシティ研究所代表理事　田村 太郎 氏 公益財団法人箕面市国際交流協会事務局次長　岩城 あすか 氏 京都府立大学文学部欧米言語文化学科准教授　山口 エレノア 氏
目的・内容	「地域間交流の果たしてきた役割と多文化共生のこれから」 京都大学公共政策大学院と全国市町村国際文化研修所（JIAM）が連携して開催してきた当セミナーも、今年は節目となる15回目を迎える。折しも現在、コロナ禍からの脱却が進み、在留外国人数は過去最高を更新、インバウンド観光も再び増加に転ずる一方で、ロシアのウクライナ侵攻により国際情勢も激変している。地域の国際化は、これからの日本のあり方を考える上でも非常に重要。今回のセミナーは、地域間交流や多文化共生の今後の役割について、その歴史も振り返りながら改めて俯瞰的に考えることを目的として開催された。

成果・所感	少子化が日本、ひいては、地方でも大きな課題となる中、今後は、在日外国人との共生が必須となる。企業が多いいなべ市でも、技能自習生など外国人労働者等が多く、議会でも、度々、多文化共生政策について議論になってきた。 京都大学大学院法学研究科教授　奈良岡 聰智 氏が提唱する「グローカル」は、まさに地方における多文化共生を考える視点として、的を得たものだ。また、グローカルは古くから日本の発展に寄与してきた。明治時代の早々な近代化は、真のエリートたちの手で成し遂げられたが、今こそ、歴史の中に、日本や地方再生のヒントがある。高等教育や女子公教育が進んだ現代、日本人のあり方を、グローカル的視点で問い直す必要がある。多文化共生政策を促進することは、教育の深化、地方創生を念頭に、重要だと思った。 田村 太郎 氏の解説によれば、日本でダイバシティーが進まない理由は、規制緩和できない政策に大きな壁があるとのこと。 労働人口が急速に減少することが否めない現在、打撃を先に受ける地方から、政策を展開していく必要がある。 多国、多数の留学生が在籍し、海外へ人材を送り出している京都大学だからこそ、グローバルな視点での現状分析と未来予測ができ、オルタナティブ的な政策提言につながるセミナーが開催できるのかもしれない。 いなべ市も、実態は、多国籍な人々がいるコミュニテイである。観光でインバウンドを促進するなら、全庁的な政策に、ダイバシティー、多文化共生的な視点を重要とすべきだ。でなければ、持続可能性を担保するのは難しい。

資料別添付

第15回京都大学公共政策大学院・JIAM連携セミナー（2023年9月22日）
「地域間交流の更ちてきた役割と多文化共生のこれから」

グローカル社会を構想する
～近代日本の経験から～

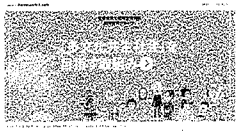

奈良岡聡智（京都大学大学院法学研究科）

はじめに

- 本講演の課題：日本の各地方が世界との関わりをどのように模索していけばよいかを考えるにあたって、ヒントになりそうな近代日本の経験について考察。
- グローカル社会とは：世界と密接つながりつつ、地域の特性を生かす社会
- グローカル（グローバル＋ローカル）
  - ：1990年代から使われるようになり、21世紀に入って広く普及
  - ：朝日新聞データベースでの初出は1991年
  - ：「地方創生」の文脈で強調（グローカル企業、グローカル人材etc）
- グローカル現象は近年に始まったことではない。むしろ幕末・明治期の日本は現在以上にグローバル化が進んだ時代でもあったし、グローバルとローカルがうまく融合した事例の宝庫と言ってもよい。
  - (1)留学
  - (2)出版物の翻訳
  - (3)地域の再生
  - (4)移民受け入れ

（1）地方から世界へ～幕末・明治期の海外留学

- 江戸時代は「鎖国」が唱えられ、海外渡航は禁止。
- 開国（1858年）後の幕府（中央政府）の対応はそれなりに積極的：1860年、遣米使節団、62年、遣欧使節団（以後数年間欧米に使節団を派遣）、中国（上海）視察団、オランダ留学生（15名）。
- 幕府より も一部の藩（地方）の方が留学に積極的だったことは注目に値する。
- 1861年、土佐の漁師ジョン万次郎（1841年出漁中に難破し渡米）が帰国、琉球→薩摩→長崎→（江戸）53年、幕府に出仕。
- 1863年、長州藩が藩士5名（伊藤博文、井上馨「長州ファイブ」）をヨーロッパに派遣、ロンドン大学ユニヴァーシティ・カレッジ（UCL）などに留学。
- 1865年、68年、薩摩藩が藩士19名、5名（森有礼、五代友厚）「薩摩スチューデント」を含む）をヨーロッパ、アメリカに派遣し、各地に留学。
- 個人レベルでも地方において留学を目指す動きが存在した。
  - ：1854年、長州藩の吉田松陰、アメリカ留学を試みるも失敗。
  - ：1864年、安中藩の新島襄、箱館経由でアメリカのアマースト大学に留学。

長州ファイブ（Wikipedia）

UCL構内にある日本人留学生の碑を訪れる安倍首相
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/ms/gb/page4_002184.html

（2）グローバル人材をいかに育てるか～明治人の英語力

- 明治政府指導者の第一世代（「維新の三傑」と言われる大久保利通（1830-78）、木戸孝允（1833-77）、西郷隆盛（1828-77））「英語は苦手で分からない」。岩倉使節団（1871-73年）の際は通訳を介して視察・会談。
  - *大久保、木戸は側子を アメリカ、イギリスに留学させる。
- 第二世代（伊藤博文（1841-1909）、山県有朋（1838-1922）、井上馨（1835-1915）、陸奥宗光（1844-1897））：英語がかなりできる者も登場。
  - ：伊藤博文：1863-64年、イギリス留学。70-71年、アメリカで調査。71-73年、岩倉使節団に参加。英語は会話、読書ともに一通りできたが、込み入った外交交渉の際は通訳が必要だったという証言が残されている。
  - ：陸奥宗光：海援隊時代、長崎で英語を習う。1870-71年、欧米巡遊。1883年、駐中ペルー大臣の重要な職歴に就き、1884-88年、イギリス・オーストリアに駐在するが、英会話で苦労（イギリスの語学教育は「我は英語を話さんが話せないので、私は談に飽き月々の官俸に集中するより勉めたり」と記録）。1888-89年、駐米大使時代も同様。 *陸奥も息子をイギリスに留学させている。
- 第三世代（西園寺公望（1849-1940年）、桂太郎（1848-1913年）、山本権兵衛（1852-1933年））：英語以外にも高い外国語能力を持つ者が登場。
  - ：西園寺公望：1871-80年、フランス留学（日本人初のソルボンヌ大学卒業生）。フランスの文人と幅広く交流。1919年、パリ講和会議で首席全権。

伊藤博文　陸奥宗光　西園寺公望
岡倉天心　新渡戸稲造　鳩山和夫

出典：Wikipedia

英語の広人

（3）地域をいかに再生するか～明治初期における別荘地の形成

- 明治初期以降、江戸時代の宿場町はあらが衰微：参勤交代の廃止、宿駅制度の廃止、鉄道網の整備による長距離交通の減少→大減。軽井沢：貴族たち避暑が盛ん。
- 神奈川県中部大磯町：東海道の宿場町。1843（天保14）年時点で人口3056人、旅籠68軒、本陣3軒。
- 岩倉使節団（1871-73年）：イギリスで開発中の保養地ブライトン（18世紀後半に海水浴場として発展）を視察。
- 1870年代以降、お雇い外国人（ドイツ人医師ベルツ、アメリカ人動物学者エドワード・モース氏）が海水浴の適地として湘南を視察したり、実際に海水浴を行ったりする。
- *江戸時代は海水浴の習慣なし。明治期の海水浴は療養手段。
- 1885年、松本良順（軍医）の提唱により、大磯に日本初の海水浴場が開設。1887年、東海道線大磯駅の開業後、大磯に別荘が多数建設され、海浜浴という新しい習慣が普及。
- 87年以降、宮和摂の別荘が大磯に集積。特に山県有朋（1887年取得）、陸奥宗光（94年）、伊藤博文（95年、恒産関）、榎戸（96年）、西園寺（00年、既在）らが政治・別荘を構えたため、政財界の有力者がよく同地を訪問するようになり、1890年代後半～1910年頃に大磯は「政界の別荘地」として開発した。

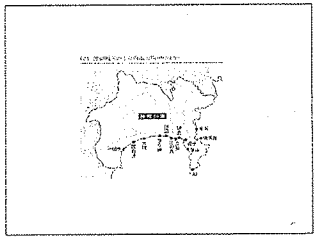

相模大磯新全図（明治21（1888）年8月印刷）

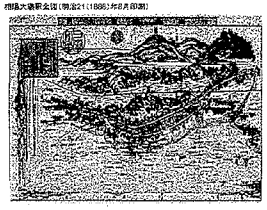

大磯町立図書館所蔵　https://oso-lib.son-net.ne.jp/toshow/html/osoadokizanzu.htm

相模大磯新全図拡大図（大磯停車場、東小磯周辺）

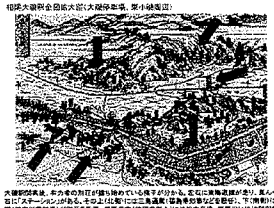

大磯駅は高台、東方者の別荘が建ち始めている様子が分かる。また北海道線が走り、東小磯には海水浴場が走り、東小磯の海岸に海水浴場がある。その上は松駅（のちに三島通信）（鉄道官吏養成を目的）、下（南側）には海中浴場（海軍所属傷病者が療養を所在）、最西の北（地図の上）には松本良順、海岸沿いには別荘群大磯（政界要人、山県有朋（政界元老）などの別荘がある。

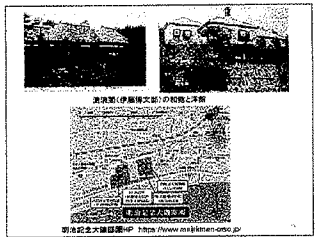

(4) 多文化共生をいかに実現するか－移民・留学生・難民政策

- 残念ながら、近代日本では「多文化共生」における成功例は多くない。

a.アイヌ・琉球に対する同化政策

b.1899年～、日比移民を開始（条約改正に伴い、外国人居留地を廃止）。
＝欧米人とはうまく共存。日本政府が優先していた中国人の大量入国は起こらず。

c.1895年頃～、中国人の日本留学者が増加。国立の学校は満席だで、早稲田大学など私立学校が受け入れの中心。最盛期は1905-06年頃（6千人→1万3千人と推定）。1914-15年に6増加したが（3→5千人）、15年の対華二十一カ条要求による日中関係悪化で激減。その後1935年頃まで年間数百人で推移。1935-37年は5千人以上と再び増加したが、37年の日中戦争で再び激減。
＝中国人留学生の数、日中関係が大きく影響。……
「日本の文物を学ぶ」というよりも、日本を通して欧米の文物を学ぼうとする者が多かったと言われる。留学生の定住者が少ない。

d.1910年～、朝鮮人の日本移住が本格化し、在日コリアン社会が形成。
＝関東大震災時の朝鮮人・中国人虐殺問題（一説では6644人、655人）

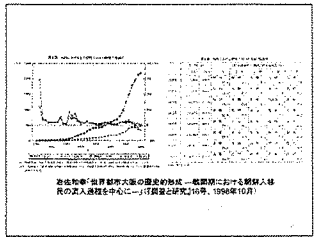

- 亡命者や難民の受け入れに消極的な傾向を指摘できる。

a.白系ロシア人

- 1917年のロシア革命後、ロシアからは80-200万人が世界中に移住・亡命。北満洲・シベリアにも多数の「白系」ロシア人が移住（1920年代前半、極東全体で25-100万人、ハルビンに約20万人）。
- 第一次世界大戦後、白系ロシア人は日本にも移住（貴族、神界が中心）。1918年頃までに千人だったが、日本社会に定住が進む（総数1930年約3600人、36年1300人）。

b.ウクライナ人

- 20世紀前半期に在住したロシア人の中には相当数のウクライナ人がいた。ロ・ポ間とも交流。
- 1917年、ウクライナ人民共和国の独立が宣言されたのに呼応して、17-18年に極東では「緑のウクライナ」という独立した政治結構団体のための資金が4週間集、憲法草案も作成。
- 1930年代、日本は在満洲ウクライナ人の存在に注目し、調査を開始。日本軍がウクライナ人亡命政府を支援し、1944年にはウクライナ・日本協会発足。ウクライナ人が日本に移住者はほとんどなく世界中に離散。

a.ユダヤ人

- 20世紀前半期に在住したロシア人の中には相当数のユダヤ人もいた。1920年代半ばのハルビンに1万5千人が在住していたと言われる。
- 満洲国建国以降、ハルビン特別市機関長の樋口季一郎中将が安東軍の樋口隆一郎中将とユダヤ人との接触やユダヤ民族の満洲国内の居住を容認。しかし日本は、ドイツに接近していくなかでユダヤ人に配慮するようになっていき、日本とユダヤ人との関係は深化しないまま、満洲のユダヤ人社会は消滅。日本への移住者は極めて少ない。上海、天津、オーストラリアなど世界中に離散。
- このように第一次世界大戦後の日本では、白系ロシア人、ウクライナ人、ユダヤ人の社会が形成される可能性もあったが、定住者は数々たるものにとどまった。日本の側には亡命者や難民を積極的に受け入れる態度・準備がない一方で、ロシア人などの側も日本社会になじむ努力を怠ったようである。
- 第二次世界大戦後の日本の難民・難民・亡命者の受け入れに対する消極姿勢は、こうした歴史の延長線上にある。
- 今次のウクライナ戦争で、日本政府は異例にもウクライナ人避難民を積極的に受け入れることを表明（2023年8月で2500人余）。しかし、あくまで「難民」とは異なる「避難民」という位置づけで、難民認定制度の再検討する姿勢は見られない。「多文化共生」はなぜ思例れ？あるウクライナ人研究者は、日本人の表情の姿勢、「公平さの表」をかぶった冷淡さを指摘。受入れ状況の検証が必要。

【参考文献】

- 渡井一博『伊藤博文：知の政治家』（中公新書、2010年）
- 粟屋憲太郎『近代日本政治と「国民」―「政策の発現」大様を中心として』（岡井清彦編『政治的リーダーと文化』千倉書房、2011年）
- 粟屋憲太郎『明治日本における「外交」の創始と外交官の英語能力』（渡井一博、アリステア・スウェール 編著『明治維新と大東文化』ミネルヴァ書房、2020年）
- 常盤平・張剛『近代中国における留日学生の主要な学習対象』（『東北学院大学論集 歴史と文化』49号、2013年）
- 岩佐和幸『世界都市大阪の歴史的形成 ―戦間期における朝鮮人移民の流入過程を中心に―』（『歴史と研究』15号、1998年10月）
- オリガ・ホメンコ『国境を超えたウクライナ人』（新曜社、2022年）
- オリガ・ホメンコ『キーウの遠い空：戦争の中のウクライナ人』（中央公論新社、2023年）
- ドミトリ・エヴァ・エレーナ『満洲国における白系ロシア人の位置付け―東洋人と西洋人の共存共栄・民族協和社会の実現』（『岡山大学経済学会雑誌』49巻3号、2018年）
- 野村真理『満洲―ロシア人・ユダヤ人・日本人の交錯』（『ユダヤ・イスラエル研究』29巻、2015年）

© （奈良岡　聡智）
本資料は奈良岡　聡智　氏の著作物です。著作権との関係上、著作権法で認められた私的使用のための複製（第３０条）等や学校その他の教育機関における複製（第３５条）等以外の使用は許諾されておりません。この範囲を超えた利用をする場合は著作権者からの許諾を得てください。
全国市町村国際文化研修所

JIAM開発30周年記念セミナー
第15回　京都大学公共政策大学院・JIAM連携セミナー

「地域間交流の果たしてきた役割と多文化共生のこれから」

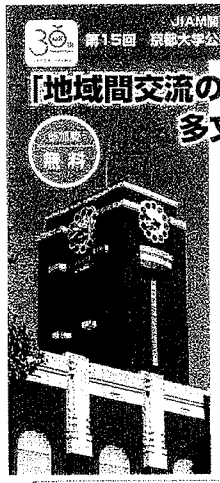

京都大学公共政策大学院と全国市町村国際文化研修所（JIAM）が連携して開催してきた当セミナーも、今年は第0回と15回を迎えます。

折しも現在、コロナ禍からの脱却が進み、在留外国人数は過去最高を更新、インバウンド観光も再び増加に転ずる一方で、ロシアのウクライナ侵攻により国際情勢も激変しています。地域の国際化は、これからの日本のあり方を考える上でも非常に重要です。今回のセミナーは、地域間交流や多文化共生の今後の役割について、その歩みを振り返りながら改めて新鮮的に考えることを目的として開催いたします。

開催概要

- 実施日時　令和5年9月22日(金) 13:20～17:00（開場12:50）
  - 【プログラム】
  - 13:30～　開催挨拶　14:20～15:10　講演2
  - 13:35～　講演1　15:10～15:20　休憩
  - 13:50～14:15　講演1　15:20～16:50　パネルディスカッション
  - 14:15～14:25　休憩　16:50～17:00　閉会
- 開催場所　京都大学　法経済学部本館1階 法経第四教室
  - 阪急京都線「烏丸駅」徒歩5分
  - 住所：京都市左京区吉田本町（吉田キャンパス）
- 参加資格　本テーマに関心のある方々
- 定員　100人　（参加人数を大幅に上回る申込みがあった場合、抽選とさせていただくことがあります。）
- 申込期限　令和5年9月13日(水)まで
- 申込方法　https://forms.gle/5g1djdugQanUX5Wg9 より申込みください。
  こちらのQRコードからもお申し込いただけます。

講演者とパネリスト

「グローカル社会を展望する ～近代日本の経験から～」
奈良岡 聰智 氏
京都大学大学院法学研究科 教授
講演1／パネリスト

「外国人受け入れと共生を地域から ～グローカル社会における市町村の役割～」
田村 太郎 氏
一般財団法人ダイバーシティ研究所 代表理事
講演2／パネリスト／第1モデレーター

パネルディスカッション
「地域国際化にのこれまでとこれから」

岩城 あすか 氏
公益財団法人兵庫市国際交流協会 事務局次長
パネリスト

山口 エレノア 氏
京都府立大学文学部英米語語学・文化科 准教授
パネリスト

お問い合わせ
公益財団法人 全国市町村国際文化研修所（JIAM）教務部・調査研究部
〒520-0106 滋賀県大津市唐崎二丁目13-1　TEL.077-578-5932　FAX.077-578-5906
[e-mail] renkei@jiam.jp　[ホームページ] https://www.jiam.jp

第15回　京都大学公共政策大学院・JIAM連携セミナー

講師紹介

奈良岡 聰智 氏　京都大学大学院法学研究科　教授

青森県青森市生まれ。専攻は、日本政治外交史。主な研究テーマは、大正時代の政党政治、第一次世界大戦期の日本外交など。主著に『加藤高明と政党政治－二大政党制への道』（山川出版社、2006年）、『「八月の絶叫」を聞いた日本人－第一次世界大戦と相対化論『ドイツ軍国主義』』（千倉書房、2013年）、『対華二十一カ条要求とは何だったのか－第一次世界大戦と日中対立の始点』（名古屋大学出版会、2016年）、『日本政治外交史』（五百旗頭真と共著、放送大学教育振興会、2019年）、ほか。

田村 太郎 氏　一般財団法人ダイバーシティ研究所　代表理事

兵庫県尼崎市生まれ。阪神・淡路大震災で被災した外国人への情報提供活動を契機に、1995年に設立された「多文化共生センター」で事務局長に就任、同センター代表、一般財団法人自治体国際化協会参事などを経て、2006年より特定非営利活動法人多文化共生センター大阪代表理事。2007年には、「ダイバーシティ研究所」を設立し、企業の社会責任や国際貢献活動を通じての人の多様性への配慮がある地域や社会をめざす活動にも取り組んでいる。東日本大震災直後に内閣府に発足した「震災ボランティア連携会議」でも委員に就任。被災地のニーズ把握や震災ボランティア支援のための組織化に携わり、現在は運営評議委員会委員を務める。

岩城 あすか 氏　公益財団法人兵庫市国際交流協会　事務局次長

大阪府吹田市生まれ。大阪外国語大学でトルコ語を学んだ後、トルコ共和国イスタンブール大学（院）に留学、1997年～2001年イスタンブールで過ごす。通訳やマスコミのコーディネーターをしながら、1999年におさまた「トルコ広報部活動」の現地実習体験にもボランティアとして関わる。帰国は、公益財団法人兵庫市国際交流協会で地域の国際化を促す様々な事業に取り組む他、最近の自治体組織のみで構成される民間「協議」の発行する情報誌「イマージュ」の編集にも携わっている。2018年度より阪伊新聞のWEBサイエニオン連載「論説」執筆者（政治・国際分野）、2019年度より一般財団法人自治体国際化協会の多文化共生メドバイザー。

山口 エレノア 氏　京都府立大学文学部英米語語学・文化科　准教授

イギリスウィンブルドン生まれ。1999年に英国ウェフィールド大学英アジア学部日本語学科を卒業し、2012年に京都大学大学院人間・環境学研究科博士号取得。学位取得後大学院国際学術研究科に研究員として勤務、2019年より現職。専攻は、国際関係学（国際文化交流）。主な研究テーマは、幕末・明治時代の国際交流、ジャポニズムと京都美術の交流、日本、英国などの伝統的建築、幕末維新期に英国に渡った日本人留学生、日本人留学生に関係したイギリス貴族家人、日本美術コレクターのフランシス・ブリンクリーを主に研究しています。イギリスと日本の二つの国の架け橋として役立ちたいという思いから研究を始める。元日本国際交流財団（CIR）、現在は特定非営利活動法人「京都国際会」の理事を務む。

申込方法

1. Googleフォーム（下記URL）よりお申し込みください。
   https://forms.gle/5g1djdugQanUX5Wg9
   下記QRコードからもお申し込みいただけます。
2. Googleフォーム以外からのお申し込みは以下のとおりです。
   JIAMホームページ（https://www.jiam.jp）から申込書をダウンロード。メールにて申込書宛アドレス（renkei@jiam.jp）までお送りください。

※このセミナー、は、申込み後、全国市町村国際文化研修所の適宜の研修を活用する受講決定通知書をお送りします。

会　場

京都大学吉田キャンパス アクセス

※会場へのアクセスは地図を参照ください。

セミナーの開催については、事前により変更になることがありますので、予めご了承ください。
ご質問などはセミナー中は、「挙手」・「発言」を、ご遠慮ください。
ご出席確認のため、受付にて、ご氏名をメモに記入するか、「ノート上書」・「ノートクリア」などの機能での参加を実施しております。スタッフも補佐を担当しております。

第15回　京都大学公共政策大学院・JIAM連携セミナー　参加申込書

所	部局名	
属	部 署	所属例：OOBOOOM、OO学部・OO研究
参加者名	ふりがな	e-mail
	氏 名	（日本語） （英） 電話番号

上記のとおり、セミナーを申し込みます。

令和　年　月　日

全国市町村国際文化研修所宛　あて

この内容は、ご記入いただいた情報を、セミナー・研修目的以外に使用しません。ご記入いただいた情報は、セミナー・研修の運営のために用いるものであります。

宛先：[illegible]
件名：Fwd: 第15回京都大学公共政策大学院・JIAM連携セミナーのご[illegible]（JIAM講師）
日時：2023年9月15日 21:36
発次：地球デザイン [illegible]

---------- 転送メッセージ ----------
From: [illegible]
日付: 2023年9月14日(木) 17:32
件名: 第15回 京都大学公共政策大学院・JIAM連携セミナーのご[illegible]（JIAM講師）
To: [illegible]

受講者 各位

お世話になっております。
[illegible]、京都府立大学公共政策大学院・JIAM連携セミナーを開催いたします
全国市町村国際文化研修所（JIAM）の事務を担当します。
この度は、セミナーにお申し込みいただきまして、誠にありがとうございました。

このセミナーへのお申し込みをもちまして、受講決定とさせていただきます。
[illegible]
受講証明書は別途[illegible]ますので、ご安心下さください。

さて、9月22日（金）のセミナー当日まで、[illegible]
[illegible]
[illegible]

<記載>
9月22日(金)　13：20～17：00　（受付開始12：50～）

<会場>
京都大学吉田キャンパス　国際科学イノベーション棟西館5階　シンポジウムホール
（会場は当初のご案内から変更になりましたので、ご注意ください。）
住所：京都市左京区吉田本町　※地図は「アクセスMAP」参照

<プログラム>　※受付番号「10番」参照
12：50～　開場・受付
13：20～　開会（挨拶）
13：30～14：15　講演1
14：15～14：25　休憩
14：25～15：10　講演2
15：10～15：20　休憩
15：20～16：50　パネルディスカッション
16：50～17：00　閉会（挨拶）

その他、ご不明な点などございましたら、このメールにてお問い合わせください。
また、[illegible]
なお、セミナー当日はこのメールを確認できませんので、緊急の場合は、下記番号へ
ご連絡ください。

<セミナー当日の緊急連絡先>
080－2413－5370　（但、セミナー当日以外はつながりません）

では当日お会いされる方にお会いできることを楽しみにしております。
どうぞ、よろしくお願いいたします。

（公財）全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所
教務部・調査研究部　[illegible]　様
〒528-0106
滋賀県甲賀市信楽町[illegible]
E-mail: [illegible]
TEL 0277-578-4932

FAX送付状 [illegible]

アクセスMAP参照

第15回　京都大学公共政策大学院・ＪＩＡＭ連携セミナー
「地域間交流の果たしてきた役割と多文化共生のこれから」

▼日時　令和5年9月22日(金)

▼場所　京都大学吉田キャンパス　（京都市左京区吉田本町）
国際科学イノベーション棟西館５階シンポジウムホール

第15回　京都大学公共政策大学院・ＪＩＡＭ連携セミナー
「地域間交流の果たしてきた役割と多文化共生のこれから」

▼日時　令和５年９月２２日(金)

▼場所　京都大学吉田キャンパス　（京都市左京区吉田本町）
国際科学イノベーション棟西館５階シンポジウムホール

▼日程

12:50～　開場・受付

13:20～13:30　開講挨拶
全国市町村国際文化研修所　学長　荻巻　滋

13:30～14:15　講演１
講演テーマ：「グローカル社会を構想する～近代日本の経験から～」
講　演　者：京都大学大学院法学研究科　教授
奈良岡　聰智　氏

14:15～14:25　休憩

14:25～15:10　講演２
講演テーマ：「外国人受け入れと持続可能な地域づくり
～グローバル社会における自治体の役割～」
講　演　者：一般財団法人ダイバーシティ研究所　代表理事
田村　太郎　氏

15:10～15:20　休憩

15:20～16:50　パネルディスカッション
テーマ：「地域国際化のこれまでとこれから」
講演者：京都大学大学院法学研究科 教授 奈良岡 聰智 氏
一般財団法人ダイバーシティ研究所 代表理事 田村 太郎 氏
京都府立大学文学部欧米言語文化学科 准教授 山口 エレノア 氏
公益財団法人箕面市国際交流協会 事務局次長 岩城 あすか 氏

16:50～17:00　閉会挨拶
京都大学公共政策大学院　院長　待鳥　聡史
事務連絡等

17:00　終了予定

講師紹介

奈良岡　聰智氏　京都大学大学院法学研究科　教授

青森県青森市生まれ。専攻は、日本政治外交史。主な研究テーマは、大正時代の政党政治、第一次世界大戦期の日本外交など。

主著に『加藤高明と政党政治―二大政党制への道』（山川出版社、2006 年）、『「八月の咆哮」を聞いた日本人―第一次世界大戦と植村尚清「ドイツ軍艦記」』（千倉書房、2013 年）、『対華二十一カ条要求とは何だったのか―第一次世界大戦と日中対立の原点』（名古屋大学出版会、2016 年）、『日本政治外交史』（五百旗頭薫と共著、放送大学教育振興会、2019 年）がある。

田村　太郎 氏　一般財団法人ダイバーシティ研究所　代表理事

兵庫県伊丹市生まれ。阪神・淡路大震災で被災した外国人への情報提供活動を機に、1995 年に設立された「多文化共生センター」で事務局長に就任。同センター代表、一般財団法人自治体国際化協会参事などを経て、2006 年より特定非営利活動法人多文化共生センター大阪代表理事。2007 年には、「ダイバーシティ研究所」を設立し、企業の社会貢献や自治体施策を通じて人の多様性への配慮がある地域や社会をめざす活動にも取り組んでいる。東日本大震災直後に内閣官房に発足した「震災ボランティア連携室」では企画官に就任。被災地のニーズ把握や震災ボランティア促進のための施策立案に携わり、現在は復興庁復興推進参与を兼任。

岩城　あすか氏　箕面市国際交流協会　事務局次長

大阪府池田市生まれ。大阪外国語大学でトルコ語を学んだ後、トルコ共和国イスタンブール大学（院）に留学、1997 年～2001 年イスタンブールで過ごす。通訳やマスコミのコーディネーターをしながら、1999 年におきた「トルコ北西部地震」の復興支援事業にもボランティアとして関わる。現在は、公益財団法人箕面市国際交流協会で地域の国際化を促す様々な事業に取り組む他、重度の身体障害者のみで構成される劇団「態変」の発行する情報誌「イマージュ」の編集にも携わっている。2018 年度より朝日新聞の WEB オピニオン媒体「論座」執筆者（政治・国際分野）、2019 年度より一般財団法人自治体国際化協会の多文化共生アドバイザー。

山口　エレノア氏　京都府立大学文学部欧米言語文化学科　准教授

イギリスウィラル半島生まれ。1999 年に英国シェフィールド大学東アジア学部日本語学科を卒業し、2012 年には京都大学大学院人間・環境学博士号取得。愛知県立大学外国語学部英米学科准教授を経て、2019 年より現職。専攻は、国際京都学（国際文化交流）。主な研究テーマは、幕末・明治時代の日英交流史、ジャポニズムと京都発信の文化、芸術、歴史などの世界的魅力。幕末時代に来国に訪し、後に第五代京都府知事中井弘と幕末日本に来日したイギリス海軍軍人で日本美術コレクターのフランシス・ブリンクリーを主に研究している。イギリスと日本の二つの島国の架け橋として役立ちたいという思いから研究を始める。元青森市国際交流員（CIR）。現在は特定非営利活動法人「京都視覚会」の理事を兼任。

セミナー受講にあたっての留意事項

本日はセミナーにご参加いただきありがとうございます。
受講にあたり、下記事項にご留意願います。

1. 携帯電話は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定してください。

2. 参加者の方による講義中の録音、写真撮影はお断りしております。
なお、講演中に講演風景の写真を研修所職員が撮影いたします。この写真は、セミナーの PR として JIAM のパンフレット、機関誌、ちらし等に使用いたしますので、あらかじめご了承願います。

3. 会場内での飲食はお断りしております。水分補給等は、会場外のホワイエでお願いいたします。また、構内は禁煙となり喫煙所がありませんので、ご了承願います。

4. セミナー終了時、アンケートへの回答にご協力をお願いします。
アンケートフォームは以下の QR コードからご回答をお願いします。手書きの回答をご希望の場合は、JIAM 職員までお声かけください。

5. 地球温暖化防止及び省エネルギーのため、「ノー上着・ノーネクタイ」などの軽装での参加を奨励しており、スタッフも軽装で執務しております。

受講者の質疑応答について

・質疑応答には Slido のアプリを使用します。

・お手持ちのスマートフォンなどから下記を読みとりアクセスし、質問を入力して最後に「送信」ボタンを押してください。
（時間の都合等で全ての質問に回答できない場合もありますので、ご了承ください。）

・他の受講者の質問に共感できるものがあれば、右上の「いいねマーク→ 👍」を押してください。

（Slido URL）　https://onl.tw/fjVWmyH

「JIAM メールマガジン」読者登録のご案内

毎月1回、E-mail により無料（通信料は除く）でメルマガを配信中です。JIAM 研修のご案内のほか、JIAM 研修講師によるコラムを掲載しています。ぜひご登録ください。

これまでの掲載コラムテーマの例

「ウェルビーイングな働き方と日本の未来」
「アフターコロナの自治体国際政策」
「多文化共生施策の現状と課題」
「行動する SDGs」
「ファシリテーションことはじめ」
「関係人口とは」

申し込み方法

JIAM の HP(以下リンク先)から読者登録することができます。

(https://www.jiam.jp/melmasa/entry.html)

※ この申し込みでご提供いただいた個人情報は、メールマガジンの送信事務にのみ使用いたします。
※ メルマガ登録に関する「プライバシーポリシー」及び著作権・免責事項については JIAM の HP でご確認ください。

問い合わせ先：全国市町村国際文化研修所　教務部・調査研究部　羽山・城澤
TEL:077-578-5932／FAX:077-578-5905 Email:m-uozawa@jiam.jp

JIAM開講30周年記念セミナー
地域間交流の果たしてきた役割と多文化共生のこれから

外国人受け入れと持続可能な地域づくり
～グローバル社会における自治体の役割～

一般財団法人ダイバーシティ研究所
代表理事　田村太郎

自己紹介：田村太郎

- 阪神・淡路大震災での外国人住民被災者支援を機に「[illegible]」を設立（95年）
- NPOリーダーや学識者のネットワーク「[illegible]」の事務局長や、兵庫県「[illegible]」委員として阪神・淡路の復興に関わる
- IHOE（人と組織と地球のための国際研究所）研究主幹として、NPOのマネジメント支援や企業の社会責任（CSR）の研究に携わる（04～06年、現在は客員研究員）
- 社会起業家をめざす若者のためのビジネスプランコンペ「[illegible]」を主催し、100組以上の社会起業家を支援（05年～現在に至る）
- 自治体国際化協会参事として多文化共生事業を担当。また総務省「地域における多文化共生推進のための研究会」構成員として「多文化共生推進プラン」の策定に参画（05年度）
- 「多様性を地域と組織の力に」をテーマに、事例研究やセミナーの開催、企業と市民のコミュニケーションを促すしくみづくりに取り組む「[illegible]」を設立（07年）
- 東日本大震災を受け、内閣官房「震災ボランティア連携室」企画官に就任（11年3月）
  → 復興庁へ移行後は上席政策調査官、2014年より[illegible]

その他の主な役職
NPO：神戸まちづくり研究所顧問事務局、RCF理事、大阪府国際交流財団評議員　など
経済界：関西経済同友会幹事（Diversity & Inclusion 委員会）副委員長　など
政　府：法務省「外国人との共生社会実現のための有識者会議」構成員　など
自治体：宮小牧市「都市再生アドバイザー」、飯島県「被災者支援推進ネットワーク会議」委員　など
大　学：大阪大学大学院、日本女子大学常勤国際都市再生論、企業社会論

1. 外国人受け入れと持続可能な地域づくりの関係

これから人が集まるのは「自由で寛容な居心地の良い地域」

寛容（Tolerance）の重要性

- アメリカの都市学者リチャード・フロリダはこれからの都市における経済成長に必要な要素を「技術（Technology）」「人材（Talent）」「寛容（Tolerance）」の[illegible]がそろうことだと指摘
- コロナ禍やウクライナ危機、テレワークの進展で人々はますます、[illegible]良い場所を選ぶ傾向するようになると予測される

19世紀・20世紀の視点からの転換が必要

- 「所属」や「所有」からの開放
  - これまでの「家族観」や「世帯」を単位とした[illegible]が増えている現実を直視しよう
  - 複数の文化背景や仕事、所属（国籍やコミュニティ）を持つ人が[illegible]を整え、選ばれる地域をめざす
- 自治体による取り組みへの期待
  - 「同性パートナーシップ制度」や「多文化共生」など、国レベルでは法や制度がない分野でも[illegible]ことは可能
  - 人が集まる内外の地域づくりの事例を参照し[illegible]

1. 外国人受け入れと持続可能な地域づくりの関係

持続可能な社会の形成とダイバーシティ

・社会を脅かす「2つのGlobal Issue」
　気候変動　→　地球温暖化にともなう環境変化、自然災害の巨大化
　人口変動　→　欧州や東アジアは人口減少、アフリカ・インド周辺は人口急増

持続可能な社会の形成には、気候変動に対応する「環境配慮型社会」と人口変動に対応する「人的多様性配慮型社会」（＝ダイバーシティ）が必要

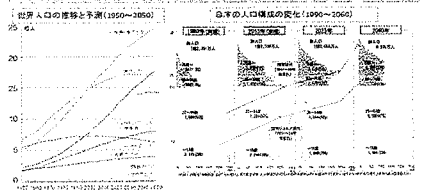

1. 外国人受け入れと持続可能な地域づくりの関係

急速に変化する日本の人口構成

阪神・淡路大震災からの25年で変化した日本の人口構成と経済情勢の実態
→ 深刻な状況。[illegible] → これまでとは発想の転換が求められる所以

	1995年	2020年	倍率
総人口	約1億2400万人	約1億2600万人	1.02
15歳人口	約177万人	約117万人	0.66
65歳以上人口	約1,826万人	約3,603万人	1.97
65歳以上の単独世帯数	約220万世帯	約675万世帯	3.05
75歳以上人口	約717万人	約1,860万人	2.59
消防団員数	975,512人	818,478人	0.84
地方公務員数	3,278,332人	2,762,020人	0.84

総人口及び65歳・75歳以上人口、15歳以上の雇用者数は国勢調査結果。15歳人口は文部科学省「学校基本調査」。消防団員数は総務省消防庁「消防団データ集」。地方公務員数は総務省「地方公共団体定員管理調査」より作成。

25年で若者は3割減少し、高齢者は2～3倍に増加

1. 外国人受け入れと持続可能な地域づくりの関係

ダイバーシティがないことによる危機①

建設業従事者の不足で地域のインフラが整備できない！

・日本の建設業従事者数は1997年をピークに減少

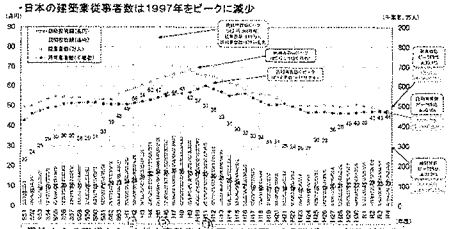

男性中心の職場から、女性も高齢者も外国人も活躍できる職場への転換が急務

<出典：国土交通省「建設産業をめぐる現状と課題」（2022年3月）より>

1. 外国人受け入れと持続可能な地域づくりの関係

ダイバーシティがないことによる危機②

日本で必要とされる医療・介護従事者数の推移(予測)

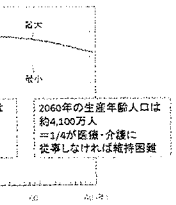

2025年の生産年齢人口は約6,560万人＝1/6が医療・介護に従事しなければ維持困難

2060年の生産年齢人口は約4,100万人＝1/4が医療・介護に従事しなければ維持困難

女性中心の職場から、男性も高齢者も外国人も活躍できる職場への転換が急務

出典：野口悠紀雄「1500万人の働き手が消える2040年問題」（ダイヤモンド社2015）

1. 外国人受け入れと持続可能な地域づくりの関係

諸外国の外国人受入れ施策について　①アジアの現状

- 経済成長と高齢化の進展で「プッシュ要因」は減少
  - かつて日本はアジア唯一の経済大国だったが、現在は賃金格差も縮小
  - 他の国に働きに行かなくても良い状況がアジア全体で拡大している

国境を開ければ外国人が来る、というのは昔の話

- 中国・韓国に加え、タイやマレーシアでも「プル要因」が増大！
  - 東アジア全体で人口減少・高齢化が進んでおり、東南アジアでも労働力不足が進行。アジア内での国境を超えた人の移動が激しくなっている
  - 韓国は2007年に「在韓外国人処遇基本法」を整備し、多文化国家へ転換。自治体が「多文化条例」に基づく体系的な施策を展開。2009年には「多文化家族支援法」も成立し、韓国語教師を家庭に派遣する制度も。
  - 中国も移民受け入れの法制化を検討。すでにアフリカから労働者を受け入れている者もある。
  - マレーシアやタイの日系企業の工場で働くのはカンボジアやミャンマーからの労働者という報告も

言語教育と多言語環境を拡充し、人が集まる地域をつくることがアジアの共通の課題

1. 外国人受け入れと持続可能な地域づくりの関係

東・東南アジア諸国の一人あたりGDP（名目・ドル）の年次推移（1980～2021）

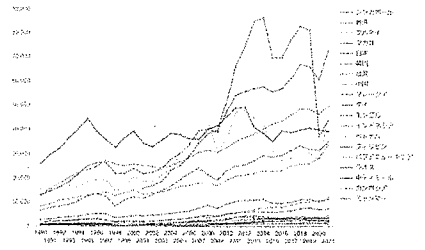

資料：GLOBAL NOTE　出典：IMF

1. 外国人受け入れと持続可能な地域づくりの関係

アジア各国の賃金は日本の賃金の何%にあたるか？

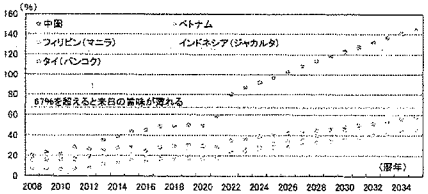

（注）賃金は 22 年4～9月平均の為替レートで円換算した試算。

（資料）ジェトロアジア主要都市の投資コスト比較

出典：清水聡、田中聡、下田吉彦「日本への出稼ぎ労働者」（2022年に加筆）
「アジア＝高収入予想→出稼ぎ労働者の未来予測」（公益財団法人日本経済研究センター）2022年11月15日

1. 外国人受け入れと持続可能な地域づくりの関係

諸外国の外国人受け入れ施策について ②欧州の現状

- 移民政策への転換で先行する北欧と出遅れた南欧で拡がる差
  - ➢ 北欧では「高福祉・高負担」社会への移行とともに1970年代から移民政策を導入。福祉や家事労働の社会化により、人口変動に対応。医療など、移民受け入れに消極的だった地域は合計特殊出生率が1.3に低下。
  - ➢ 東西冷戦の終結で、1990年代以降はEUを拡大し、域内移動が活発化。アジア・アフリカなどからの移民は抑制する傾向に。

- 放任主義的な「多文化主義」から社会統合をめざす「多文化共生」へ
  - ➢ かつての「多文化主義」はコミュニティの分離や経済格差の拡大につながったとの反省から、移民対象の言語教育と社会教育を法制化（英独仏など）。2000年代半ばから「社会統合政策」を推進する国が増えた。
  - ➢ 2008年から欧州評議会が「Intercultural city」プロジェクトを展開。「Creative city」（創造都市）に次ぐ都市政策のコンセプトとして注目されている。

排斥や差別への反省から、統合と共生へ転換を図るのが欧州の流れ

＜参考＞欧州評議会による移民に対応する都市政策の分類

Intercultural policy（多文化共生政策）	移住者や少数者は永住者として受け入れられる。受け入れコミュニティの文化規範との違いを有する権利は法や制度によって保障される一方、共通の立場や相互理解、共感を生み出す政策、制度や活動が高く評価される。
Muiticultural policy（多文化政策）	移住者や少数者は永住者として受け入れられる。受け入れコミュニティの文化規範との違いは、法や制度によって奨励、保護され、反人種主義活動によって支援される。ただし、場合によっては分離や隔離が助長されるリスクを負う。
Assimilation policy（同化政策）	移住者や少数者は永住者として受け入れられるが、できるだけ早く同化することが想定される。受け入れコミュニティの文化規範とのちがいは奨励されず、その国の一体性に対する脅威と見なされる場合には抑圧される。
Guestworker Policy（ゲストワーカー政策）	移住者は一時的な労働力であり、いずれは出身国に戻る存在とみなされる。従って短期的で、移住者の市民への影響を最小限にするような対策がとられる。
Non-policy（無政策）	移住者や少数者は、都市にとって無関係または一時的な現象で、歓迎されない存在とみなされ、対応する必要性が認識されない。

出典：『インターカルチュラル・シティー～欧州都市の新実践～』（自治体国際化フォーラム2012年6月、自治体国際化協会）より

1. 外国人受け入れと持続可能な地域づくりの関係

日本でダイバーシティが進まない「2つのカベ」

- 介護や子育てを制度化し、誰もが活躍できる社会をつくることで人口変動による影響を緩和している国々と比べ、「[illegible]」が課題

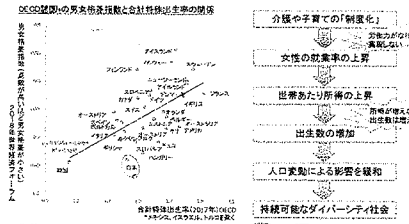

介護や子育ての「制度化」
↓
女性の就業率の上昇
↓
世帯あたり所得の上昇
↓
出生数の増加
↓
人口変動による影響を緩和
↓
持続可能なダイバーシティ社会

ダイバーシテ戦略に外国人受入れを位置づけ、人材獲得と所得向上の絵図を描く

2. 日本で暮らす外国人の概要

全国の外国人住民の総数は約314万人

在留外国人数約307.6万人（2022年末）＋非正規滞在者約7万人（2023年1月）

「5つの変化」が進展

① 国籍の多様化
- ➢ 国籍が異なると、言語だけでなく文化、習慣、法制度もさまざま

② 在留資格の多様化
- ➢ 在留資格によって日本でできる活動や受けられる権利が異なる

③ 年代・世代の多様化
- ➢ 3世代前から日本で暮らす世帯も、昨日来たばかりの世帯も「外国人」
- ➢ 家族呼び寄せや本人の高齢化により、福祉ニーズの多様化も進展

④ 居住地域の多様化
- ➢ 一部の製造業が盛んな地域への「集住型」から、全国の地方の小規模工場や内需型産業で就労する「散住型」へ

⑤ 経済状況の多様化
- ➢ 同じ国籍・在留資格でも、裕福な世帯と困窮する世帯がある
- ➢ 同じ非正規雇用でも、コロナで影響の大きい業種と、むしろ賃金が増えた業種がある

2. 日本で暮らす外国人の概要

在留外国人数の年次推移

入国規制の緩和で半年で20万人増加し、過去最多を更新

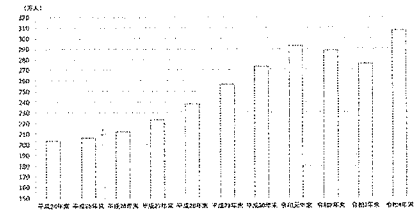

出典：出入国在留管理庁報道発表資料「令和4年末現在における在留外国人数について」（2023年1月24日）

2. 日本で暮らす外国人の概要

在留外国人数の状況①国籍別

- 「ベトナム」が急増、2020年に「韓国」を抜いて第2位に

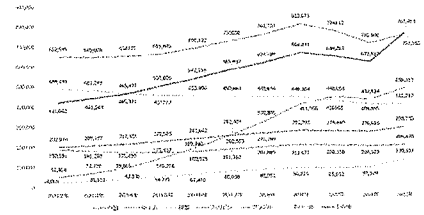

各年末現在、法務省統計を元に日村作成

2. 日本で暮らす外国人の概要

在留外国人数の状況②在留資格別の割合（2022年末）

- 活動に制限のない在留資格が全体の半数強

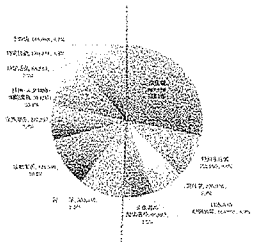

永住者	843,904	801,157	30,779
特別永住者	284,980	304,430	-19,450
定住者	206,938	198,968	7,979
日本人の配偶者等 永住者の配偶者等	144,993	142,044	2,949
留学	48,909	46,522	2,477
技術・人文知識・国際業務	308,838	267,830	62,808
家族滞在	324,940	274,123	49,817
家族滞在	227,857	192,184	35,673
技術・人文知識・国際業務	311,961	274,740	37,221
特定活動	53,290	124,056	-48,876
特定技能	136,822	55,000	81,257
その他	143,888	114,917	28,751

法務省統計から日村作成

2. 日本で暮らす外国人の概要

在留外国人数の状況④都道府県別増加率の比較（2014年→2019年）

- 地方における増加率が高い傾向

増加率順位	都道府県	外国人人口（2014年）	外国人人口（2019年）	増加人口	増加率（%）	全人口増加率（%）
1	沖縄県	1,454,023	31,229	1,481,547	21,220	9,991	89%
2	北海道	5,431,658	23,534	5,267,762	42,465	18,951	81%
3	鹿児島県	1,651,427	6,733	1,481,547	12,215	5,482	81%
4	熊本県	1,818,314	10,079	1,769,880	17,942	7,863	78%
5	宮崎県	1,135,652	4,414	-1,095,903	7,850	3,436	78%
6	佐賀県	847,424	4,401	823,810	7,367	2,966	67%
7	香川県	1,005,570	8,946	981,280	14,266	5,320	59%
8	青森県	1,353,336	4,041	1,275,783	6,386	2,345	58%
9	島根県	766,198	5,988	679,324	9,342	3,354	56%
10	石川県	1,159,763	10,978	1,139,612	16,881	5,909	54%
	東京都	13,297,585	430,658	13,834,925	593,458	162,800	38%
参考	埼玉県	1,431,540	13,219	1,369,882	17,892	4,673	35%
	全国	126,226,483	2,121,831	127,138,033	2,933,137	811,306	43%

全人口は各年1月1日時点の住民基本台帳、外国人人口は各年12月末時点の在留外国人統計に基づくもの
総務省自治行政局国際室「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」資料（外国人統計資料）より抜粋、日村作成

3. 国による施策の変遷とこれからの予測

18年7月の閣議決定に伴う入管法改正と「総合的対応策」

- 外国人を労働者として受入れる新たな在留資格「特定技能」の新設
  - ➢ 「特定技能」では、技能の業種で一定の技能を持つことを試験等で確認した外国人の14分野での就労を認める「1号」と、より熟練した技能を有する者に家族帯同も認める「2号」（2分野）を設定
  - ➢ 受入機関は日本語教育や生活支援を自ら行うか、入管庁に届け出た「登録支援機関」に委託して行う必要がある
  - ➢ 「特定技能2号」について、従来の2分野から11分野へ拡大する方針を閣議決定（23年6月）
- 「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」の策定
  - ➢ 多言語での生活相談や日本語習得支援など100を超える施策をまとめ、18年末に発表。その後も19年末、20年7月、22年6月、23年6月に改訂
  - ➢ 各省庁の施策を縦割りに列挙し、施策ごとに交付金等が設けられているが、予算の獲得には[illegible]や委託事業としての申請が必要
- 入管行政の改組、ネットワークの形成、ロードマップの策定
  - ➢ 入国管理局を出入国在留管理庁に改組し、共生施策の推進を業務に追加。地方局に「受入環境整備担当官」を配置し、共生施策推進のためのネットワークを形成
  - ➢ 「[illegible]」を20年7月に四ツ谷に開設。全国のワンストップセンターとの連携や地方での就職マッチング支援、企業の研修や情報提供の拠点に
  - ➢ 関係閣僚会議に意見を述べることを目的として、関係閣僚会議の下に「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」を開催。政府として向こう5年間のビジョンや重点施策をまとめた「[illegible]」を策定（22年6月）

2. 日本で暮らす外国人の概要

在留外国人数の状況③年代別の変化（2010年→2020年）

65歳以上	131,270人	65歳以上	190,947人	約1.45倍
総数	2,111,635人	総数	2,687,716人	約1.27倍

出典：法務省資料

3. 国による施策の変遷とこれからの予測

日本における外国人受け入れの経緯

- バブル景気により、外国人受け入れ議論が活発化（90年代）
  - ➢ 「外国人の単純労働者は受け入れない」ことを含む第6次雇用計画を閣議決定する一方、89年に入管法を改正して日系人等[illegible]推進
  - ➢ 各地で外国人住民が増加したが、政府としての定住支援は整備せず。外国人が増えた地域で、自治体や国際交流協会、地域住民が独自に支援
- 総務省が体系的・計画的な「[illegible]の推進」を自治体に促す（00年代）
  - ➢ 外国人集住都市会議などの要望を踏まえ、地方交付税の交付指針や研究会による「[illegible]」の策定（後述）等を推進（05年度～）
  - ➢ 改正入管法および改正住基法の施行で、[illegible]（12年7月）
- リーマンショックで下火になった受け入れ議論が再燃（10年代）
  - ➢ 労働力不足だけでなく、[illegible]も外国人受け入れを求める声が高まる
  - ➢ 「外国人受入れ環境の整備に関する業務の基本方針」を閣議決定（18年7月）
  - ➢ 「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」の策定（18年末～）、在留資格「特定技能」の新設（19年4月）、「[illegible]」の策定（22年6月）

3. 国による施策の変遷とこれからの予測

在留資格別の主な職種、就労との関係

1	外交	外国政府の人使等/家族	16	興行	歌手、俳優、スポーツ選手等
2	公用	外国政府の職員/家族	17	技能	料理師、金属加工職人等
3	教授	大学の教授等	18	技能実習	技能実習生
4	芸術	芸術家	19	特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー、15歳定年の会社員等
5	宗教	宗教師等			
6	報道	外国の報道機関の記者等	20	特定技能	建設、介護など14業種
7	高度専門職	研究者、技術者等（ポイント制による高度人材）	21	文化活動	日本文化の研究者等
			22	留学	専門学校等の学生
8	経営・管理	経営者	23	家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子
9	法律/会計業務	弁護士/公認会計士	24	永住者	永住許可を取得した者
10	医療	医師、看護師	25	特別永住者	旧植民地出身者とその子孫
11	研究	政府関連/企業の研究者	26	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、実子、特別養子（日系人含む）
12	教育	小中高校の語学教師等	27	永住者の配偶者等	永住者の配偶者等
13	技術・人文知識・国際業務	通訳、法律顧問、デザイナー、マーケティング、情報工学技術者等	28	定住者	中小企業の従業員、日系3世等
14	企業内転勤	外国の事業所の出向社員・支店で働く人			
15	介護	介護福祉士	29	定住者	中小企業の従業員、日系3世等

一部を除き、更新や変更が可能

3. 国による施策の変遷とこれからの予測

「技能実習」「特定技能」と他の在留資格との関係

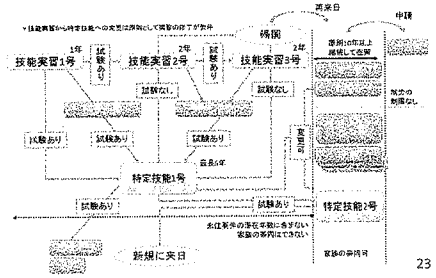

23

外国人との共生社会実現のための有識者会議「意見書（概要）」（2021年11月）より

17

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（概要）

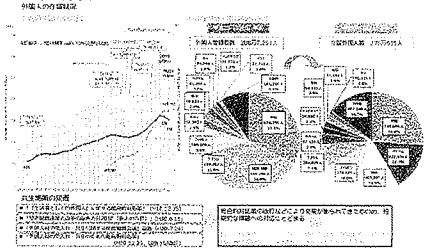

25

外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議「外国人との共生社会実現に向けたロードマップ（概要）」（2022年6月）より

18

円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育所の取組（重点事項１）

現状・課題

28

外国人との共生社会実現のための有識者会議「意見書（概要）」（2021年11月）より

19

外国人に対する情報発信・外国人向の相談体制等の強化（重点事項２）

現状・課題

29

外国人との共生社会実現のための有識者会議「意見書（概要）」（2021年11月）より

20

共生社会の基盤整備に向けた取組（重点事項４）

現状・課題

31

外国人との共生社会実現のための有識者会議「意見書（概要）」（2021年11月）より

21

「地域における多文化共生推進プラン」改訂の概要

別紙２

現行プラン（2006年）

改訂プラン（2020年）

33

ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援（重点事項３）

現状・課題

30

3. 国による施策の変遷とこれからの予測

総務省による「多文化共生推進プラン」の策定

総務省国際室が「地域における多文化共生推進に関する研究会」（2005年度）の報告書として「多文化共生推進プログラム」を作成。同報告書を受けて、2005年3月に総務省国際室として都道府県と政令市の担当部署へ「多文化共生推進プラン」を通知、下記の4項目を提示。

1) コミュニケーション支援
日本語習得支援や通訳・翻訳体制の整備などにより、日本語でのコミュニケーションができない住民への支援を行う。

2) 生活支援
医療や教育、労働、防災など、多様な文化背景に配慮した国有の施策を行う。

3) 多文化共生の地域づくり
啓発イベントや外国人住民自身の地域社会への参画を通して、地域社会全体で多文化共生をめざそうとする意識を涵養する施策を行う。

4) 推進体制の整備
上記の施策を推進するための条例や計画、担当部署の設置や部署間の連絡会議等を整備する。

＜自治体によるプラン策定について＞
・すべての政令市と都道府県が多文化共生の推進にかかる指針や計画を策定済と回答。
・市町村も含む全自治体のうち157団体（9%）が多文化共生推進のプランを策定、国際化指針や総合計画での言及も含めると958団体（54%）が策定済みと回答。（23年4月現在総務省調べ）
・外国人住民の増加や新たな領域決定を踏まえ、

32

多文化共生事例集（令和3年度版）の概要

別紙1

目的：平成18年3月「総務省において「地域における多文化共生推進プラン」を策定・通知」
→ 地域における多文化共生の取組を推進し、自治体が地域における取組を進める際に参考にしていただくことを目的として、多文化共生の事例集を作成。
令和2年6月「総務省において「地域における多文化共生推進プラン」を改訂」
→ 自治体は、改訂プランを踏まえ、地域における多文化共生の取組を進めるとともに、より一層の取組を行うことが求められている。

なれば、内容などに関しましては、地方公共団体における多文化共生施策の推進を促進することが必要

多文化共生事例集（令和3年度版）

22

4. 地方での多文化共生推進に向けて

2つの「担い手不足」を解消するための取り組みを！

深刻化する「[illegible]」

- ほぼすべての産業で人手不足が深刻化
  - 人口減少に加え、「働き方改革」が人手不足を加速
  - 自治体への問合せは「求職者対応」から「求人対応」へ変化
- 「安い労働力」としての外国人という視点からの転換が必要
  - 外国人技能実習生は、技術革新や高付加価値産業への転換を先送りしてきた業界の人材不足をカバーしている状態（かつて中卒・高卒の日本人が働いていた職場がそのまま残っている）
  - 技術革新や高付加価値産業への転換を図り、安い労働力としてではなく[illegible]として位置づけることがこれからの外国人受け入れの本質

急には育成できない「[illegible]」

- ワンストップセンターなどで相談員が確保できない
  - 長年、通訳・翻訳ができる人材を育成・採用してこなかったため、人材が枯渇
  - 「素養ができること」と「相談対応ができること」はイコールではない
- 地域で日本語を教える人材も不足
  - ボランティア頼みの日本語教室も高齢化が進み持続が危ういところも
  - 多様化する学習者のニーズに対応できる人材がいない

多文化共生分野の人材を確保することが地域全体の人材確保に不可欠！

35

4. 地方での多文化共生推進に向けて

永住者資格を持つ外国人が毎年約2万人ずつ増加

- 「永住者資格」とは？
  - ➢ 在日コリアン等旧植民地出身者とその子孫（特別永住者）のほか、[illegible]
  - ➢ 継続して日本に滞在し、一定の要件を満たせば申請して認められる
  - ➢ 実質で10年暮らし、永住者資格を取得した人が地方に引っ越してもかまわない！！

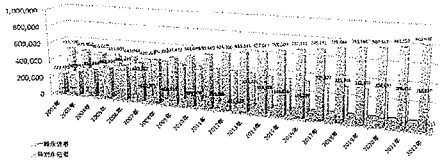

法務省資料をもとに田村作成

36

4. 地方での多文化共生推進に向けて

「留学」からの就職は年間3万人

・「留学」からの在留資格変更申請・許可の年次推移

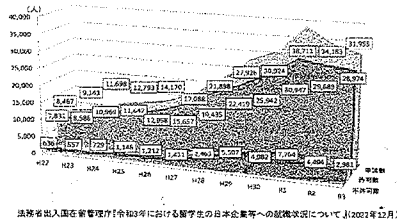

法務省出入国在留管理庁「令和3年における留学生の日本企業等への就職状況について」（2022年12月）より

37

4. 地方での多文化共生推進に向けて

23年4月から始まった新たな高度外国人材受入れ制度①

- 外国人材受入れ制度（J-Skip）

1. 在留資格

ポイントがこれからの[illegible]が下記の水準以上であれば、「高度専門職（1号）」を付与

① 高度学術研究活動（大学教員や研究者等）
・過去または直前、年収2,000万円以上の者
・概ね10年以上、年収2,000万円以上の者

② 高度専門・技術活動（技術者や経営者等）
・概ね5年以上であり、年収4,000万円以上の者

③ 高度経営・管理活動（企業の経営者等）

↓ 入国後

在留資格「高度専門職」1号、1ポ、2号（ポイントが足りない者は実務に従事）

2. 追加優遇措置：高度人材ポイント制の優遇措置に加え、以下の証明した要件等を受けられる

①在留年収が3,000万円以上の場合、外国人家事使用人2人雇用可能（家政婦等雇用等は認められない）

②配偶者は、在留資格「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」及び「興行」に該当する活動に加え、在留資格「経営」、「医療」、「学術」、「法律」及び「会計」に該当する活動についても、就労等の要件を満たせばでも、週28時間を超えて就労を認める

③出入国時に大規模空港等に設置されているプライオリティーレーンの利用が可能

※1 高度人材のうち日本国内における活動が困難であるものは、高度専門職（1号）に該当しない。ただし、高度専門職（1号）に該当しない高度人材も活動内容によっては、高度専門職（2号）に該当することもあるため

38

4. 地方での多文化共生推進に向けて

23年4月から始まった新たな高度外国人材受入れ制度②

- 高度専門人材制度（J-Find）

対象者：以下の3要件全て満たす者

① 3つの世界大学ランキング（THE、QS、ARWU）で100位以内にランクインしている大学を卒業、及びその大学院の学位を取得して2年以内の者が学位を活かしている

② 年齢が35年以内

③ 現在の年収が新規卒業者2百万円の待遇

在留資格（活動内容）：（未来創造人材）

活動内容：在留期間：5年と2年間（1年以内に活動をおこなわない場合）（ポイント）

- 就職活動
- 起業準備活動
- 上記活動を行うために必要な資金を持つための助力

配偶者・子について

法定する配偶者・子は、在留資格「特定活動」（未来創造人材の経験者等）が付与され、帯同することが可能。なお、配偶者・子の取扱には、資格外活動許可が必要。

※1：[illegible]

※2：[illegible]

39

4. 地方での多文化共生推進に向けて

視点の「ズレ」をどう埋めるか？

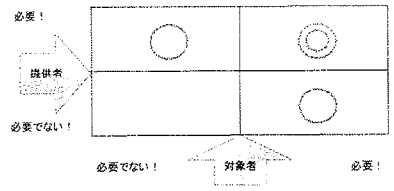

対象者側にいる人が提供者側にも参加しないと
ニーズに合った情報や施策の提供は難しい

40

4. 地方での多文化共生推進に向けて

多文化共生がめざす社会とは？

「ちがい」をめぐる組織や社会のポジション

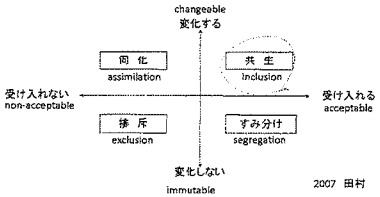

2007 田村

ちがいを受け入れ、ともに変化するのが「共生」社会

41

まとめ

これからの地域づくりに求められる視点

地域の持続可能性を再視する

- これからの日本が直面する人口減少社会は過去の人口減少のケースと異なり、高齢者が著しく多い数十年間を乗り越えなければならない危機である
- 産業を支える人材の確保や地域での助け合いを維持するために、高齢者や女性の活躍だけでなく、外国人が活躍する[illegible]ことを認識する

地域の魅力を再発見し、新たなつながりで地域を活性化する

- 長く人手不足の産業への一時的な労働力として外国人受入れが進展してきたが、近年は伝統産業や農業などの分野にも幅広く外国人が活躍
- 日本人では思いつかない発想や、出身地とのつながりで[illegible]ことも

付加価値の高い産業へ転換を図ることで地域を存続させる

- 産業や雇用、教育など地域のあらゆる面で「[illegible]」を意識する
- 品質や環境、人権の分野で[illegible]し、地域そのものブランド価値を向上させる

外国人受入れが地域の未来にもたらす意義を広く共有し、
多文化共生を地域づくりの中心に据えよう

42

© 田村太郎
本資料は田村太郎氏の著作物です。著作権との関係上、著作権法で認められた私的使用のための複製（第30条）等や学校その他の教育機関における複製（第35条）等のほか、著作権者から受諾者の所属している自治体内に限り、用途を明示して無償で全部又は一部の複製を配布してよいとの許諾を得ています。この範囲を越えた利用をする場合は著作権者からの許諾を得る等著作権法に則った取扱いをお願いします。
全国市町村国際文化研修所

『青森から京都へ：国際交流員の経験を活かす』

京都府立大学文学部欧米言語文化学科准教授　山田エレノア（Eleanor Yamaguchi）

JET プログラム（The Japan Exchange and Teaching Programme）

外国青年を招致して地方自治体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業。CIR（国際交流員）として 1999 年 8 月～2002 年 3 月勤務。

青森市国際交流推進課の国際交流員（CIR）の主な仕事：

1. 市職員などの語学指導
2. 国際交流団体の事業活動
3. 異文化理解のための講演等
4. その他国際交流員の職務

2001 年 2 月 19 日～3 月 2 日の期間に JIAM（全国市町村国際文化研修所）にて JET プログラム日本語講座（語学・教育コース）集合研修コースに参加。

「縄手事件」身捉し
「日英友好の原点」
英留学生が博士論文
京大
暴漢から公使救う
功績にも光 夏頃完成

京都府立大学では国際文化交流分野や京都の文化に関連する授業を担当する：

『国際文化交流演習』　（日本とイギリスの懸け橋となる人物に注目する）

『日英文化交流演習』（大学院の授業）

『英語で京都！』（フィールドワーク）

『英語で京都！』（歴彩館とのコラボ展）

『欧米から見た京都』（京都在住外国人執筆者の Deep Kyoto Walks という本を読む）

『世界遺産都市研修！（オーストラリア）』（海外研修で学生は京都について紹介する）

『日本欧米言語文化比較研究！』（幕末・明治時代日本の対外歴史を考察する）

＊2024年4月から府立大は学部・学科再編により欧米言語文化学科は**国際文化交流学科**と名称が変わる。

京都龍馬会について

特定非営利活動法人　京都龍馬会は坂本龍馬を通して幕末に活躍した歴史上の人物・風土などを学び、自由闊達な精神を愛する人たちとの交流により、龍馬と幕末の歴史ゆかりの地のまちづくり、活性化の推進を図り、歴史尊重観の保全と文化の振興に寄与することを目的としています。

石碑：[南] 坂本龍馬墓　此付近　お龍　維新時代　寺田屋　[北] 京都府知事　山県通　中井弘　幕末期　寺田屋　[南] 二〇〇九年三月　特定非営利活動法人　京都龍馬会　建之　所在地：中京区木屋町通六角下る東側(龍馬山桜橋東詰下る)　[説明パネル]：

坂本龍馬の妻となるお龍(楊)は、寺田屋に住える医師楢崎将作・貞の長女でした。京都御所塀三条下ル東側に住んでいましたが、文久２年(1862)6月20日、不幸がおきます。父の死去です。このため母・妹・弟をふくむ６人の遺族は困窮し、「京都の木屋町」もしくは「田舎、うら通りの借家」に移住します。

こののち一家は離散し、お龍(楊)は母方七条新地の楊岩なる店に入ります。母と妹君は、浪速大仏南門前(現東山区本瓦町付近)の河原屋五右衛(五郎兵衛)借屋所の土佐屋金太郎の所に住み込みで働きました。その縁で龍馬と出会う(楊)ことになります。木屋町の住居は、その酒前まで住んでいた址として無縁できません。

というのも、龍馬の遺骸に取縋れたお龍(楊)の姿を巡るエピソードに、強烈な印象が強い筆にだまされて大坂の遊郭に連れて行かれたが、彼女が単身乗り込み、ついに連れ戻すというものがあります。それが木屋町時代のことです。正確な位置は不明ですが、龍馬が「まことにおもしろき女」と愛した お龍(楊)のゆかりの地として、ここ木屋町通に建碑するものです。

なお龍馬やその盟友地の主人西江原新助とも交流のあった、第四代総理や京都府知事を歴任する中井弘毅、中井弘毅や田中孝助と名乗った幕末当時、本屋町の西江原宅一部の２階に寄宿していました。あわせて銘記します。　　[歴史物理研究者　中村武生　調査：2009年４月１日]

第30回　坂本龍馬慰霊祭提灯行列　2023年11月11日（土）

役に立つリンク集：

特定非営利活動法人　京都龍馬会のホームページ：https://www.ryoma-kyoto.jp/

山口エレノアのホームページ：https://eleanorijapan.wordpress.com/

山口エレノアのインスタグラム（京都写真）：https://www.instagram.com/eleanoralbertine/

© [山口　エレノア]
本資料は山口　エレノア 氏の著作物です。著作権との関係上、著作権法で認められた私的使用のための複製（第３０条）等や学校その他の教育機関における複製（第３５条）等の場合、著作権者から受諾者の所属している自治体内に限り、出典を明示して無料で全部又は一部の複製を配布してよいとの許諾を得ています。この範囲を越えた利用をする場合は著作権者からの許諾を得る等著作権法に則った取扱いをお願いします。
全国市町村国際文化研修所

JIAM開講30周年記念セミナー 第15回
京都大学公共政策大学院・JIAM連携セミナー

2022年9月22日（金）

(公財)箕面市国際交流協会
岩城あすか

自己紹介

1993年	大阪外国語大学トルコ語学科入学
	高槻市の在日コリアンの中学生たちの学習支援
	ベトナム難民の高校生の学習支援
	阪神大震災のボランティア、重度身体障碍者の介護
1997年～	イスタンブール大学（院）に留学
1999年	トルコ北西部地震（8月・11月）を機に復興支援
2001年	トルコ語通訳を経て民間企業に就職
2003年	結婚、トルコより夫来日
2005年～	現職（公益財団法人箕面市国際交流協会）
2012年～	劇団「態変」発行の情報誌「イマージュ」編集
2018年～	ウェブ媒体「論座」（政治・国際）に時々寄稿
2019年～	自治体国際化協会地域国際化推進アドバイザー

劇団「態変」と情報誌「イマージュ」

アレウィー教徒、アレウィズムとは？

- 起源は古代アナトリアをはじめ、古代ギリシアの自然哲学、ヒッタイト、メソポタミアの信仰、ユニコーン、古代（サエン）ペルシアの"Mazdek"、マニ教、ゾロアスター教、仏教、さらにさまざまな新興の唯一神信仰や思想が混ざり合い、発展させてつくられたものである。それは"HAK YOLU（＝正しい道、の意）"と言われ、人間をHak(=神)、宇宙探求への道、愛情の観点からとらえた、"人間中心"の一種の信仰、教えそして生活様式をさす。
- 口承で伝えられた伝統様式を守り、自身＆すべての生きとし生けるものをHAK（ニアレアディーでいう"神"）を、すべての生物および人間に凝縮させた信仰である。
- アレウィーの地理的分布は、トルコにおよそ2千万人いると言われており、その周辺にも若干数が暮らしている。歴史的に受けてきたさまざまな圧力、また度重なる虐殺の経験から、アレウィーの人たちは自らの信仰やアイデンティティをカミングアウトしづらい状況がある。

コムカフェ　comm cafe

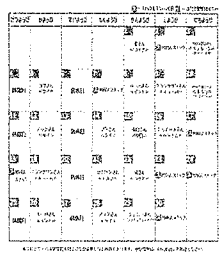

トルコ北西部地震

箕面市及び公益財団法人箕面市国際交流協会について

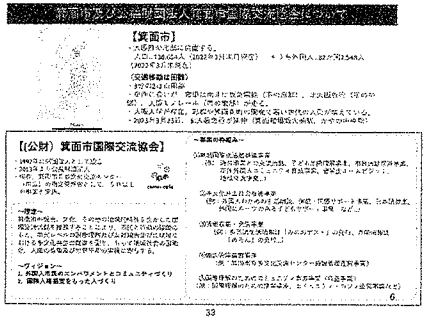

世界に一つの店としてのこだわり、視点

- 国や地域をみるのではなく、個人を先にみる。
（[illegible]）ための数々の仕掛けがあるが、時に「敷居が高い」と言われている。）日本風の接客にそまらない。
- 外国人にとっては、日本化しなくても受け入れられる場。
- 世界中のどこの国のどんな人も受け入れ、[illegible]する場。
- 自分をとりまく社会への関心、[illegible]場。安心して[illegible]できる場
- 英語を大事にするのではなく、言語のヒエラルキー(階層構造)に挑戦、言語のバリアフリー化をめざす。
- 「やさしい日本語」は使うが、相手にとって一番コミュニケーションが取れる言語を大切にする。（「やさしい日本語」のみで思考停止しない）
- [illegible]に気づき、[illegible]する場。

外国籍住民をめぐる問題

- 法律や制度の問題　・・・管理の対象。国としての基本方針がない。
- こころの問題　・・・差別、偏見の対象
- ことばの問題　・・・必要な情報が伝わらない、思いを伝えられない
- 社会的な問題　・・・被差別の被害者になりやすい対象

⇒関係の[illegible]（関係に潜む日本人の優位性）
入居差別、就職差別、マイクロアグレッション、労災隠し、
結婚しても同居していないと「外国人」だけ母国させられること
がある、医者に診てもらえないことがある　etc…
⇒日本社会に根深い外国人への無知と無関心
モラルパニック（想像不安）⇒抑圧の正当化
⇒移民当事者は、不信感、あきらめ、絶望　etc…
➡日本人と外国人の「一生懸命」の「連帯」などありえない。

ながいの立場をうやむやにした「共闘」は、場合によっては人間性を削にした「要協」や多数派の論理/力学への「同化」を、隠かでもない少数者に求めてしまう。
本当に長い「手」をめざすはずのつながりが、新たな「抑圧装置」に転じてしまう場面が幾度となくくりかえされる。
移民留学生など外国人当事者との間にある深く長い溝への想像力、[illegible]を認識すること。

ヘイトのピラミッド

Anti-Defamation League "Pyramid of Hate" より作成

殺人	意図的・制度的に人々全体を損なう行為や計画
暴力	殴打、蹴とく、器物損壊、放火、暴行、強かん、殺人、テロ
差別	就職拒絶、教育機会、住居差別、結婚差別、賃金格差、投票制限、メディアでの不平等な扱い
偏見	侮蔑的表現、無配慮な発言、マイクロアグレッション、偏見のある冗談、文化盗用、社会的排除、悪口、噂話、非人間化
無関心	固定観念化、違いへの怖れ、偏見を正当化する仲間探し、信念や偏見を裏付ける情報収集、共感や知識意識の欠如

「イミダス」より

2016.9.12～毎年7月26日は追悼アクションを企画

大切にしている／したいこと

- 互いに学び合う姿勢、理解者(できれば変革者) ＆次代の育成。
- 個人間の交流や協働の取り組みを。
  個ではなく人格どうしの交流を。脱一方的、脱一過性…
- マイノリティ当事者の参画により、既存の価値観を転換。
  「市民力」により分断を克服。
  外国人市民、子ども、高齢者、低所得者etc…
- ともに地域づくりを担う一員として。
  マイノリティ当事者が、自らどうするか、共に悩し合う。
  マジョリティ側とは、一緒に苦労し考える機会づくり。
  わかりづらいこと、より小さな声を大切に。
  あきらめない、諦めない心が原点。

※（岩城あずか）
本資料は岩城あずか氏の著作物です。著作権との関係上、著作権法で認められた私的使用のための複製（第３０条）等や引用その他の教育機関における複製（第３５条）等のほか、著作権者から受諾者の承諾している目的内に限り、出典を明示して無料で企業又は一部の複製を配布してよいとの許諾を得ています。この範囲を超えた利用をする場合は著作権者からの許諾を得る等著作権法に則った取扱いをお願いいたします。
全国市町村国際文化研修所

「外国人・移民・ルーツ」が不安を抱えている、声がする。
● 正しい情報をどうして獲得できるか？
、分化する「進める文要小化」と感じられるのは、根拠がないから。
全額で
・日本語ボランティア グループ（年配男性 若い女性、ベテランの女性）（・外国人が外国人の相談にのれない）
学びたい外国人接点（ボランティア）

日本人・人権的力を高める。
・御茶ノ水ルーツを演じる。（ボランティアセミナー）
・幕末 明治は 根拠はない から へのなるたちが一生に 答えへ 出かう。（外国人の 力 差）
日本の 開 く 点 = 変わる 声が 生まれた

自分の国へのプライド。そしてリンクする。
（アニメ、漫画で 日本に来ている外国人がいる）
→ 日本の未来の 点 を 知り 尊 尊。

・中流が細くり。二極化（階級化）が進んでいる、ている。
海外へ 出ているが 本格的な 無理。

海外へ 住む 日本人（流出）→ 日本国内 つかって いない。（再帰 流出 とつながっている）

※ 環境的 力 を 見 し 直 化 を いた。 おびやかす 存在。
（生 り 社 ば る 危 ）

「オンスル と 覚 答」（カタ付 人 ・ 1 の 不 満。日本人は 動きはじめ）（今 ・ 1 ）（家族 人 海 国 ）。
日本の 自 治 体 → 経 済 の 力 様 に（金 く ま が う 海 の 金 を 引 ， ， ，

参考様式1

支　出　伝　票

使途項目	調査研究 費	整理番号	4
支 出 金 額	6,600　　円		
支出年月日	令和5年9月14日		
使 途 内 容	モバイルレンタル端末通信費 自己負担金（4-9月分）		

領収書・その他証拠書類

□　裏面添付

モバイルレンタル端末通信費自己負担金（4-9月分）

2,200円/回線/月*1/2＝1,100円

1,100円*6ヶ月　　＝6,600円

支　出　先	いなべ市長
按 分 率 等	
備　考　欄	

参考様式1

支　出　伝　票

使途項目	調査研究 費	整理番号	5
支 出 金 額	1,100　　円		
支出年月日	令和5年10月30日		
使 途 内 容	モバイルレンタル端末通信費 自己負担金（10月分）		

領収書・その他証拠書類

□　裏面添付

モバイルレンタル端末通信費自己負担金（10-3月分）

2,200円/回線/月*1/2＝1,100円

1,100円*1ヶ月　　＝1,100円

支　出　先	いなべ市長
按 分 率 等	
備　考　欄	

参考様式２

使途項目別一覧表

使途項目名	資料購入 費

年月日	支出内容	支出額	備考	整理番号
05.07.25	図書購入	1,980 円	地方議会議員ﾊﾝﾄﾞﾌﾞｯｸ	1
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
計		1,980 円		

参考様式1

支　出　伝　票

使途項目	資料購入 費	整理番号	1
支 出 金 額	1,980 円		
支出年月日	令和5年7月25日		
使 途 内 容	図書購入		

領収書・その他証拠書類

□　裏面添付

地方議会議員ﾊﾝﾄﾞﾌﾞｯｸ 第2次改訂版　1,980 円

支　出　先	（株）ぎょうせい
按 分 率 等	
備　考　欄	

参考様式２

使途項目別一覧表

使途項目名	資料購入 費

年月日	支出内容	支出額	備考	整理番号
05.07.25	図書購入	1,980 円	地方議会議員ﾊﾝﾄﾞﾌﾞｯｸ	1
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
計		1,980 円		

地方議会議員ハンドブック

第2次改訂版

全国市議会議長会 著

議会運営の手引書

地方自治法や会議規制で定められている
議会のルールを〈読みやすい2色刷り〉にして
わかりやすくまとめた待望の最新改訂版！

ぎょうせい